

令和6年度

青少年育成活動の手引き

公益財団法人 北海道青少年育成協会

目 次

1 令和6年度 活動方針及び事業計画	1
2 北海道青少年育成運動推進指導員関係	7
・北海道青少年育成運動推進指導員設置要領	
・北海道青少年育成運動推進指導員の活動	
・令和6年度 活動予定表	
3 講師派遣事業	18
4 「明るい家庭づくり道民運動」関係	20
・「明るい家庭づくり道民運動」推進要綱	
・「家族ふれあい優待制度」について	
・啓発資料一覧／発送依頼書	
5 青少年育成市町村民会議設置状況	26
6 北海道の少年非行の概況	28
7 北海道青少年基金事業	30
・北海道青少年基金設置規程	
・北海道青少年基金運用益交付要綱	
8 北海道青年活動元気づくりプロジェクト事業	44
・北海道青年活動元気づくりプロジェクト事業実施要綱	
・北海道青年活動元気づくりプロジェクト交付金交付要綱	

令和6年度 活動方針及び事業計画

第1 活動方針

北海道の未来を担う青少年が、心身ともに健やかにたくましく成長することは、道民すべての願いです。

当協会は、昭和41年の設立以来、青少年の非行を防止するとともに、青少年健全育成の環境づくりを進めるため、道民運動として展開してまいりました。

昨年4月に「こども家庭庁」が発足し、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども大綱の決定や各都道府県・市町村による計画の策定が進められるなど、青少年の健全育成を巡る行政の施策等は、大きな転換期を迎えています。

青少年を取り巻く状況は、いじめや不登校、児童虐待、インターネット・SNSの利用に伴うトラブルや被害の増加、困難を有する子ども・若者の社会的自立の支援や子どもの貧困問題、ヤングケアラーなど憂慮すべき様々な問題が生じており、その背景には少子化や核家族化、情報化社会の進展、家庭や地域の教育力の低下など様々な要因が複雑に絡み合い、様相はますます多様化・複雑化しています。

このため、次代を担う青少年の育成には、社会全体の責務として、行政や学校関係者を始め関係機関・団体、企業、NPOなど様々な立場からの取り組みが必要であり、また、こうした活動が相互に連携しあうことが大切です。そして、全ての道民が青少年の育成について関心を持ち、「青少年は地域から育む」という意識を持って活動し、支援していくことが重要です。

当協会は、本道の青少年育成運動の推進を担う立場から、官民それぞれの活動との連携を一層推進し、道民の理解と協力を広く呼びかけ、青少年の育成支援のための取り組みが、全道で更に幅広く力強いものとなっていくよう取り組んでまいります。

令和6年度では、こうした方向性の元に、次の3点を重点方針として、引き続き、従来から進めてきた各種の事業を積極的に推進するとともに、地域住民や関係者の視点に立ち、地域の声に耳を傾け、必要な支援・情報等を届けられるよう使命感を持ちながら、青少年育成運動を展開してまいります。

重点方針

1 青少年育成住民運動の促進

青少年育成運動推進指導員や市町村民会議などへの情報提供や研修機会の充実を図り、住民運動の促進に努めます。

2 青少年を社会全体で育成・支援する環境づくりの推進

青少年育成・支援への理解と取り組みが全道に広がるよう、関係機関・団体との連携・協力により各種情報の発信や「道民家庭の日」の普及促進、協賛店の拡大に努めます。

3 青少年の主体的な社会参加・体験活動の促進

北海道青少年基金等の活用により、青少年が自立し健全な社会人として成長するよう、青少年の社会参加・体験活動を促進し、青年が地域で実践する活動の支援に取り組みます。

第2 事業計画

1 青少年育成住民運動の促進

青少年の健やかな育成を図る住民運動を効果的に推進するため、全道に青少年育成運動推進指導員を配置するとともに、地域関係者との合同会議を開催するなどして、住民の理解を深め、住民とともに地域全体で運動を促進する。

(1) 北海道青少年育成運動推進指導員の配置

全道各市町村や(総合)振興局に計238名を配置し、住民に対する啓発や地域の団体活動の連携を促進する。

(2) 青少年育成地域合同会議の開催(北海道との共催事業)

- ア 開催期日 令和6年5月中旬～6月中旬
- イ 開催場所 (総合)振興局単位(14会場)
- ウ 参集範囲 推進指導員、市町村民会議関係者、
市町村青少年行政担当者、
関係行政機関青少年行政担当者



▲管内関係者による合同会議（檜山）

(3) 青少年育成に関する市民組織との連携強化

青少年育成市町村民会議(令和5年度末現在66市町村設置)など地域で青少年育成に関する活動や協議を担う組織、各種団体との連携を強化する。

また、各市民組織の活動状況をホームページや機関誌「育む」などで情報提供し、運動の活性化を図る。

(4) 青少年育成地域懇話会の開催

青少年育成市民組織等と連携して、青少年育成に関わる有識者と地域の活動関係者等による懇話会を開催し、地域全体での青少年育成への理解を深めるとともに、活動の活性化を図る。

- ア 共 催 青少年育成市民組織等
- イ 開催場所 渡島管内 知内町
釧路管内 標茶町



▲地域懇話会での講話（新十津川町）

2 青少年を社会全体で育成・支援する環境づくりの推進

各種啓発活動を通じ青少年の育成について道民の理解を深め、青少年の健やかな成長を社会全体で取り組む環境づくりを進める。

(1) 北海道青少年育成大会の開催

(北海道・(独)国立青少年教育振興機構との共催事業)

青少年育成関係者が一堂に会して、青少年健全育成功労者等の表彰、青少年を取り巻く諸課題について認識を深めるための基調講演を行うほか、「少年の主張」全道大会を併せて開催する。

- ア 開催時期 令和6年9月6日（金）
- イ 開催場所 札幌市 かでる2・7（道民活動センター）
- ウ 参集範囲 青少年育成関係者など 約400名
- エ 主な内容 青少年健全育成功労者等の表彰、基調講演、「少年の主張」全道大会等



▲北海道青少年育成大会



(2) 青少年育成運動活性化研究協議会の開催

青少年育成運動推進指導員をはじめ、道内各地の関係者やボランティアを対象として、運動の現状や課題、今後の進め方についての共通理解や認識を深め、地域における住民運動の活性化を図る。

- ア 開催時期 令和6年11月8日（金）
- イ 開催場所 札幌市 かでる2・7（道民活動センター）
- ウ 参集範囲 推進指導員、青少年育成市民組織関係者、地区青少年育成委員等 約200名
- エ 主な内容 基調講演、分科会協議など



▲活性化研究協議会 分科会



(3) 明るい家庭づくり道民運動の推進

平成12年度に制定した「道民家庭の日」（毎月第3曜日）の取組について、青少年育成運動推進指導員や北海道、市町村などの関係機関・団体と一体となって普及促進を図る。（運動推進市町村 161市町村（令和3年度調査時点））

- ア 広報啓発資材の作成配付、ホームページ・LINEでの情報発信
- イ 市町村広報誌等への掲載要請等（地域合同会議等で要請）
- ウ 青少年育成運動推進指導員による各種会合等での普及啓発等



▲「道民家庭の日」キャラクター
ふくろうのほーほーくん



- エ 家族ふれあい優待制度の普及(協賛店(令和5年度末 現在 320店)の拡大)
- オ 「道民家庭の日」絵画コンクールの実施及び入賞作品展(札幌市内・振興局)の開催や入賞作品を活用したカレンダーの作成・配付
- カ イメージキャラクター“ほーほーくん”を活用した北海道との連携による「道民家庭の日」街頭啓発の実施(令和6年4月～令和7年3月/JR札幌駅他)
- キ 各種イベント・行事などへの積極的な参加による広報活動



▲絵画コンクール入賞作品展(チカラ)



▲絵画コンクール2023最優秀賞(小学生)



▲絵画コンクール2023
最優秀賞(中学生)

(4) 青少年を非行・被害から守る環境づくりの推進

- ア 関係団体と協力した街頭啓発活動の実施
7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(国)及び「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」(北海道)、11月の「秋のこどもまんなか月間」(国)において、各主催者と連携し街頭啓発を実施する。
- イ 麻薬覚せい剤乱用防止活動の推進(各会議での協議)
- ウ 未成年者の飲酒・喫煙防止活動の促進(各会議での協議)
- エ 有害情報から青少年を守る活動の推進



▲関係機関と啓発活動

北海道や学校関係者、情報通信企業等により構成する北海道青少年有害情報対策実行委員会などの一員として、インターネットや携帯電話による有害情報から青少年を守るため、各種啓発活動を進める。

(5) 「北海道青少年のための200冊」の選定・推奨

青少年に優良図書の情報を提供し読書への機運を高めるため、関係団体の協力を得て「北海道青少年のための200冊」を選定し、目録や啓発ポスターを作成して、全道の幼稚園や小中学校、高校など関係方面に配付するとともに、読書感想文コンクールなどに協力する。



▲200冊啓発ポスター

(6) 青少年育成関係団体懇談会の開催

道内の青少年育成関係団体が参集し、相互の連携協力や青少年育成運動の効果的な促進について、意見交換や協議を行う。

(7) 広報活動の推進

青少年育成への理解と関心を高めるため、機関誌、リーフレット、ポスターなど各種資料の作成・配付や、ホームページ・LINE(ライン)等を活用した広報活動を行う。

また、研修会等へ講師の派遣を行う。

ア 各種資料

- ・機関誌「育む」の発行（年2回）
- ・青少年育成に係る各種リーフレット等の作成
- ・ホームページ・LINE等を活用した広報の実施



▲機関誌「育む」の発行

イ 講師の派遣

(総合)振興局、市町村、青少年育成団体等が開催する研修会等に講師を派遣する。

3 青少年の主体的な社会参加・体験活動の促進

青少年が健やかに成長し自立した社会人となるよう、青少年の社会参加・体験活動を促進し、青年の地域における実践活動の支援に取り組む。

(1) 青少年の社会参加・体験活動等への支援(北海道青少年基金事業)

青少年の社会参加・ボランティア活動、体験活動を促進するため、北海道青少年基金の運用益を活用し、助成事業、顕彰事業を行う。

また、基金については、引き続き企業、団体等に対し募金の協力要請を行うほか、各種大会等における募金活動や成人記念募金の実施など基金の拡充に努めるとともに、適切な運用を図る。

ア 助成事業

青少年団体・グループ及び青少年育成団体等が行う交流・体験活動、社会貢献活動、文化・スポーツ活動、国際交流活動などの社会参加・体験活動事業に対して、助成金を交付する。（30～35団体予定）

イ 顕彰事業

優れた活動を展開している青少年及び青少年団体・グループを顕彰する。（2件予定）



▲交流・体験活動事業

(2) 北海道青年活動元気づくりプロジェクト事業の推進

青年が、地域活動の実践を通じ、自らの能力の開発・向上と仲間づくりを進めることを支援し、地域の中核的人材や担い手として成長することを促進するため、青年の地域における実践活動に助成する。

「元気づくりプロジェクト」助成事業

青年団体・グループが行う青年の社会参加を促進する活動、地域の安全・安心を高める活動、子どもの体験活動を広げる活動、障害者や高齢者などの生活支援を進める活動、地域おこしを進める活動等に対し、助成金を交付する。(4件予定)



▲地域交流・市街地活性化を進める活動

4 国や中央団体等との連携

政府が進める「こどもまんなか社会」の実現に向けた、各分野への取組や政策に積極的に関わり、地域へ必要な情報・支援を届けていくとともに、北海道、独立行政法人国立青少年教育振興機構との連携により、「少年の主張」全道大会を開催する。

また、「全国青少年育成県民会議連合会」の一員として、他県民会議と情報交換や連携することで幅広い活動を推進する。

こども
まんなか

▲「こどもまんなか」マーク

5 的確な法人運営

(1) 賛助会員の確保

公益法人として的確な法人運営を確保し、長期的に安定した青少年育成運動を進めるためには、自主財源の確保が不可欠であることから、引き続き、様々な機会を捉え、個人・企業・団体を含めた賛助会員の募集に努める。

(2) 法人の適正な運営

理事会、評議員会、基金管理運営委員会を開催し、法人の適正な運営を図る。

北海道青少年育成運動推進指導員設置要領

公益財団法人北海道青少年育成協会

1 目的

北海道の未来を担う青少年が、心身ともに健やかにたくましく成長することは、すべての道民の願いです。公益財団法人北海道青少年育成協会（以下「育成協」という。）は、本道における青少年育成運動が、行政との有機的連携のもとに、地域が一体となって全道一円で展開されるよう、その中核的推進者として、北海道総合振興局又は振興局（以下「総合振興局等」という。）・北海道教育厅教育局・市区町村にそれぞれ北海道青少年育成運動推進指導員（以下「推進指導員」という。）を設置します。

2 設置定員

推進指導員は、次の定員に基づき設置します。

総合振興局等（青少年指導員）、教育局（社会教育主事）及び総合振興局等管内青年代表は各1名。札幌市は10名（各区1名）、旭川市・函館市は各3名、小樽市・苫小牧市・帯広市・釧路市は各2名、その他の市及び町村は各1名。

3 活動区域

総合振興局等及び教育局在勤、並びに青年代表の推進指導員の活動区域は当該総合振興局等管内とし、市区町村の推進指導員の活動区域は、本人の居住する市町村（札幌市にあっては区）内とします。

4 委嘱

(1) 推進指導員は、総合振興局等の長（以下「総合振興局長等」という。）、教育局长及び市区町村長から推薦のあった者について、育成協会長が委嘱します。

市町村長は、推進指導員の推薦に当たって、当該市町村教育委員会と協議し、次の各号のいずれかに該当する適任者を選考してください。

① 青少年育成市町村民会議、青少年育成協議会等の役員、又は青少年育成に関わりのある団体（子ども会育成会、P T A、青年団体、女性団体、町内会、自治会、社会福祉関係団体、防犯団体、暴力追放団体、生徒指導関係団体、N P O団体など）に所属し、青少年育成活動に携わっている者。

② 市町村における青少年の育成に関する委員の職にある者。

（例えば、社会教育委員、青少年問題協議会委員など）

③ 当該市町村を中心として、青少年活動を行っている者。

④ 全日本青少年育成アドバイザー連合会が主催する「青少年育成アドバイザー」として認定され、市町村において活動を行っている者。

⑤ 市町村の青少年行政で、青少年育成に関する指導を担当している職員。

(2) 委嘱の要件

委嘱時において、年齢が72歳以下であること。

(3) 推薦の手続き

育成協会長は、総合振興局長等、教育局長及び市区町村長に候補者の推薦を依頼します。依頼を受けた各長は、適任者を選考し、別記第1号様式により、総合振興局等を経由して育成協会長へ推進指導員候補者を推薦してください。

(4) 委嘱期間

- ① 推進指導員の委嘱期間は3か年とします。再選は妨げません。
- ② 任期中に、推進指導員の変更を必要とする事態が生じた場合、該当する総合振興局長等、教育局長及び市区町村長は後任候補者の推薦を行うものとします。この場合、新たに委嘱された推進指導員の委嘱期間（任期）は、前任者の残任期間とします。

(5) 身分証明書

推進指導員に対し、身分証明書を交付します。

5 推進指導員の役割

(1) 総合振興局等及び教育局在勤並びに青年代表の推進指導員

- ① 市町村推進指導員相互の連絡調整、関係行政機関と市町村民会議等との連携、青少年育成に関する研修等の指導助言を行い、市町村における青少年育成運動の充実に努めるものとします。また、青少年育成に必要な環境や条件の整備について、関係機関団体に対し働きかけを行うものとします。
- ② 総合振興局等管内における青少年団体（グループ、サークル含む）の、自主的な活動を支援するため、団体相互が連携できるよう努めるものとします。
- ③ 管内市町村の推進指導員等に、関係機関等からの情報を提供するものとします。

(2) 市区町村の青少年育成運動推進指導員

- ① 地域の人々に対し、青少年育成の必要性について啓発し、あわせて社会参加の気運を高めるものとします。
- ② 青少年育成運動の総合推進組織（青少年育成市町村民会議等）の結成に努めるとともに、その運営に協力するものとします。
- ③ 青少年育成運動の充実強化を図るため、育成協会ほか関係機関等からの情報を関係者等に提供するものとします。
- ④ 市町村が行う青少年育成に係る事業に協力するものとします。

6 活動費

推進指導員には、活動費として年額6,000円を支給します。

なお、任期中に推進指導員の変更があった場合は、委嘱期間に応じ月割にした活動費を支給します。

7 活動の支援等

(1) 推進指導員の活動に資するため、年1回、総合振興局等ごとに研修を兼ねて青少年育成地域合同会議を開催します。

また、同じく年1回、研修の場として青少年育成運動活性化研究協議会を開催します。

この2つの会議の出席に要する経費については育成協が負担します。

(2) 安心して活動を行っていただくため、推進指導員会を加入者として事故等を補償する活動保険に加入します。

(3) 各地区的青少年育成運動推進指導員会等の活動について支援します。

(4) 各種研修会への参加を奨励します。

8 資料の提供

適宜指導資料等を提供します。

9 実績・報告等

推進指導員は、別記第2号様式による活動実績報告書を翌年3月20日までに、育成協会長にメールにより提出（市区町村の推進指導員は当該市区町村、青年代表の推進指導員は（総合）振興局等を経由）してください。

また、各地区的青少年育成運動推進指導員会等は、別記第3号様式による精算書を翌年2月末日までに、育成協会長にメールにより提出してください。

北海道青少年育成運動推進指導員候補者推薦書

(ふりがな) 氏名(性別) 生年月日・年齢	(男・女)
年　月　日生	年齢(歳)
自宅住所	〒 TEL(　　) FAX(　　) E-mail(　　)② ※自宅住所と同じ場合は、記入の必要はありません
連絡及び資料送付先住所	TEL(　　) FAX(　　) E-mail(　　)②
所属団体名	役職名
現在、関係している青少年育成についての活動内容 (項目を箇条書き)	

上記の者を北海道青少年育成運動推進指導員候補者として推薦する。

令和　年　月　日

推薦者職氏名

公益財团法人北海道青少年育成協会会长 様

令和　年　月　日		
公益財团法人北海道青少年育成協会会长 様		
市町村名(　　) 北海道青少年育成運動推進指導員		
氏名		
北海道青少年育成運動推進指導員活動実績報告書		
重点推進項目	実践した事業内容	今後の課題

別記（第3号様式）

令和 年 月 日

公益財団法人北海道青少年育成協会会長 様

(団体及び代表者名) 青少年育成運動推進指導員会
会長 印

総合振興局(振興局) 青少年育成運動推進指導員会等活動費精算書

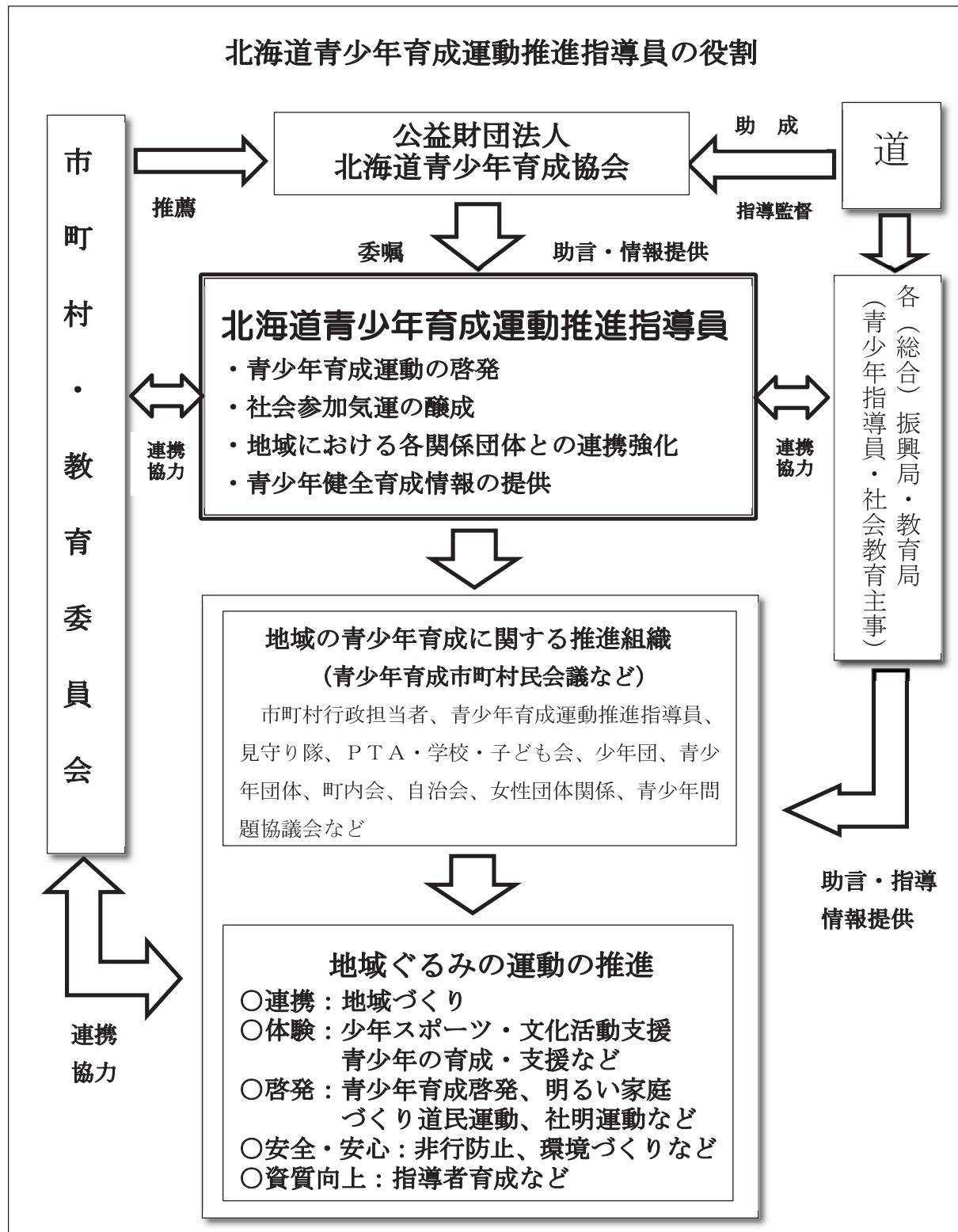
収入額 円
支出額 円
残額 円

科 目	支 出 額	支 出 内 訳
需 用 費		
役 務 費		
賃 借 料		
合 計		

北海道青少年育成運動推進指導員の活動

1 青少年育成運動推進指導員とは

青少年育成運動推進指導員は、地域における青少年育成運動の中心的な担い手で、原則として市町村毎に1名ずつ配置されています。推進指導員は、各市町村の推薦を受け、青少年育成協会が委嘱します。



2 推進指導員として心がけること

青少年をとりまく状況は、多様化・複雑化しています。それだけに青少年の健全育成を推進する活動は非常に広範囲に渡り、推進指導員だけでその全てを網羅することは難しいため、地域の方々や行政等と協力しながら、自分にできることを行うことが大切です。

地域の活動は、それぞれの地域によって違いがあります。地域で、今、活動していることを中心に、様々な方とつながっていくことが大切です。

具体的には以下のことが考えられます。

連携

子供たちを地域ぐるみで育てる
地域社会を目指します

(1) 健全育成運動を核とするコミュニティの形成

青少年育成運動の活性化を図るために、関係機関・団体等と連携・協力した実践活動により、地域コミュニティの形成を目指します。

事例 白老町青少年育成町民の会～地域の子どもは地域で守り育てる～

登下校時の見守り活動
地域全体で子どもを見守る



子どもを守る「ひなんの家」
地域で安全・安心な環境づくり

地域コミュニティ
づくり



環境浄化活動
花壇の花植～様々な公共花壇に植栽



社会を明るくする運動
各小中学校前でいさつ(声かけ)運動



体験

子供の可能性を引き出す 体験活動を進めます

(2) 青少年の体験活動事業の支援や社会参加の奨励

地域における青少年及び青少年団体の実情を把握し、その相談に応じるとともに活動を支援し、広く青少年の社会参加等を奨励します。

- ・児童クラブ、スポーツ少年団、子ども会など既存の青少年団体の活動を支援するほか、青少年に対し、これらへの加入を働きかけます。
- ・趣味のグループや各種サークルづくりを支援します。
- ・青少年に対し、ボランティア活動等への参加を働きかけます。



【余市町】
敬老はがきの取組

事例



【七飯町】子ども会育成連絡協議会
「大沼であそぼうかい」～異世代交流

- 自然体験～防災キャンプ、デイキャンプ、田植えなど
- 文化活動～百人一首、カルタ大会、敬老はがき、親子陶芸教室など
- スポーツ活動～ミニバレー、自転車ツーリングなど
- ボランティア活動～花植え、ゴミ拾い等クリーン作戦、放課後子ども教室、家庭教育講座への協力など
- 異年齢交流～他地域との交流活動
- 異世代交流～ラジオ体操、お年寄りや異学年との交流

啓発

子供たちを社会全体で育成する 環境づくりを進めます

(3) 青少年育成の気運醸成

家庭や地域社会で、大人が青少年の育成について関心と理解を持つよう啓発に努め、気運の醸成を図ります。

ア 大人が見本となる地域づくり

- あいさつが交わされる地域、地域住民が積極的に協力する地域、交通ルールやマナーを守る地域など、大人が青少年の見本となる地域づくりに向け、地域の団体と連携して取り組みます。

イ 「あいさつ、声かけ運動」の推進

- 日常生活において、あいさつ、声かけに努め、子どもや大人、地域の人々が互いに、顔の見える関係、名前を呼び合える関係を築くよう努めましょう。
- 子どもたちの良い行い、正しい行いなどを目にしたら、その場で褒めましょう。

事例



【浦河町】登下校時の交通安全指導

○危険な遊びやルール違反をしている子どもたちを目にしたら、進んで注意をしましょう。

このような地道な活動を通し、「地域の子どもは地域で守り育てる」という地域社会全体の意識を醸成し、青少年育成活動の「輪」を広げます。

(4) 「道民家庭の日」の普及啓発

- ・ 親子のふれあいを推奨し、「道民家庭の日」の普及に努めます。
- ・ 公民館などと連携して各種地域行事の開催に参画し、親子のふれあいや親同士の交流を深める機会の提供に努めます。

事例



夏休み中のラジオ体操で啓発活動

○「道民家庭の日」の普及促進

市町村広報誌への掲載、ポスター・リーフレット・啓発資料の作成・配付、標語・絵画・ポスター・コンクールの実施

(実施市町村：美幌町「絵画コンクール」、美瑛町「丘のまち家庭の日」、七飯町「ファミリー絵画展」など)

安全
安心

子供たちの安全・安心を守ります

(5) 非行防止や安全・安心な環境づくり

地域社会全体で子ども達を、非行や有害情報、ネットの危険から守る安全・安心な環境づくり活動を推進します。

事例



【江差町】青少年健全育成標語

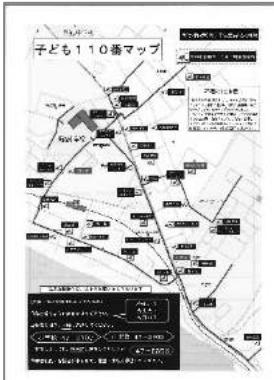
○北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査に参加・協力

(レンタルショップ、カラオケ、インターネットカフェ、有害図書回収など)

○ネットトラブル防止のための研修会・啓発活動

○飲酒・喫煙・薬物乱用防止活動

事例



【新冠町】子ども110番マップ

- 安全・安心を守る活動～見守り隊活動、青色回転灯によるパトロール、子ども110番の家ウォークリー・安全を守る店設置、SOSステーション活動、玄関の灯り運動、地元小中学校との情報交換、危険箇所等調査活動(空き家など)
- 地域巡回・街頭活動～地域巡視、強調月間を設定した取組、祭典時や地域のイベント・行事時などにおけるパトロールなど

資質向上

指導者・育成者として資質を高めます

(6) 研修会の開催・参加

子供たちに寄り添いながら、時代や社会の変化に対応できる知識や技術を学び、子供たちの育成に関わる指導者・育成者として資質向上に努めます。

事例



青少年育成運動活性化研究協議会

- 各(総合)振興局青少年育成運動推進指導員会研修会
- 市町村の各種研修会
- 北海道青少年育成大会
- 青少年育成運動活性化研究協議会
- 各地で開催される様々な講演会・研修会等

その他

地域情報を把握するとともに、 地域ならではの活動を奨励します

- 地域情報の把握に努め、活動に活かします。
- 地域ならではの活動に積極的に参加・支援します。
- それぞれの地域の状況に応じ、創意工夫しながら活動を進めます。

令和6年度 北海道青少年育成運動推進指導員活動予定表

年月	推進指導員の活動等	育成協・(総合) 振興局・教育局
R6 4月	<p>◎青少年育成活動に係る活動保険に加入 (4月2日より保険適用) <u>※任期途中に変更した者は、隨時、加入手続を行う</u></p>	<p>■青少年育成地域合同会議開催に係る連絡調整 [振] ■青少年育成地域合同会議及び管内地区指導員会総会開催協力 [振]</p>
5月 (6月)	<p>■青少年育成地域合同会議参加 ■管内地区青少年育成運動推進指導員会総会参加（合同会議と同日開催） ◎推進指導員活動費（年額 6,000 円）支給 ◎推進指導員への交通費支給</p>	<p>■青少年育成運動の啓発推進 ■市町村民会議等の運営協力 ■育成協・関係機関の情報を地域へ提供 (当協会の機関誌や事業計画等) ■市町村が行う青少年育成事業への協力 ■育成協賛助会員募集促進活動 ■その他</p>
	<p>■市町村推進指導員相互の連絡調整 ■行政機関と市町村民会議等の連携 ■青少年育成に関する研修等の指導助言 ■青少年団体相互間の連絡調整等 ■管内青少年育成活動の状況把握 ■育成協賛助会員募集促進活動 ■道民家庭の日「家族ふれあい優待制度」 協賛店・施設協力要請活動 ■その他</p>	
9月	<p>■北海道青少年育成大会(「少年の主張」全道大会)参加（於 札幌市／9月6日(金)） ※推進指導員への旅費支給なし</p>	
11月	<p>■青少年育成運動活性化研究協議会 参加（於 札幌市／11月8日(金)） ※推進指導員全体の3分の1程度が参加（任期中に1度の参加を目標） ◎推進指導員への旅費支給あり</p>	
R7 2月	<p>■推進指導員会活動費精算書等の提出(メール) (各指導員会経理担当者) ※締切 2月28日(金)</p>	
3月	<p>■活動実績報告書の提出(メール) (市区町村推進指導員は当該市町村を経由) ※締切 3月20日(木)</p>	<p>■活動実績報告書の提出(メール) (青年代表は振興局を経由) ※締切 3月20日(木)</p>
備 考	<p>■青少年育成地域懇話会 参加 [開催地] 知内町(渡島)、標茶町(釧路)</p>	<p>■青少年育成地域懇話会 参加(開催振興局) ■各市町村推進指導員の変更があった場合、 推進指導員候補者推薦書取りまとめ(要領別記第1号様式により育成協へ提出) [振]</p>

講師派遣事業

当協会では、北海道総合振興局等・市町村・青少年育成団体などが開催する各種研修会などに、講師を派遣する事業を実施しています。

青少年育成や家庭教育の現状・課題などに関するお話を聞きたい！という場合には、お気軽にご活用ください。

講 師

公益財団法人北海道青少年育成協会 専門指導員

講話題

ご相談のうえ、決定します。

【例】

- 青少年健全育成の現状と課題
- 子供を地域で守り育てるために
- 子供たちの安全・安心は居場所づくりから
- SNSに夢中になる子供たちの現状と課題
- 体験活動が子供たちを育む！ など



謝礼・交通費

不要（交通費を含め当協会が負担）

参加人数

一般参加者、青少年育成関係者などを対象とした研修会等で15名程度から。

申込方法

「講師派遣申込書」(右ページ)に必要事項を記入の上、北海道青少年育成協会事業グループ宛に、メールにてお申し込みください。

その他

- ・詳細については、電話でご相談ください。
- ・1回当たりの講話時間は、質疑応答も含めて60分程度を目安としてください。
- ・日程によっては、ご希望にそえない場合もあります。

問い合わせ先

公益財団法人北海道青少年育成協会 事業グループ

T E L : 011-231-6451 F A X : 011-231-6457

メール : youth@ikuseikyo.jp

講師派遣申込書

申込日 令和 年 月 日

申込者 (団体・市町村名等)							
所属部署・担当者名							
連絡先	所在地又は住所	〒 -					
	TEL/FAX メールアドレス	TEL :			FAX :		
研修(講習)会名 (テーマ及び目的)							
対象者／人数		／名					
開催日時		令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分					
開催場所(市町村名)		()					
依頼内容・要望など							
講話時間		令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分					
その他							

※この申込書は、当協会の業務にのみ使用し、第三者へ提供することはありません。
※なお申込書は、開催日時の1~2ヶ月前までに、ご提出をお願いします。

公益財団法人北海道青少年育成協会

〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目 第二道通ビル6階
TEL : (011)231-6451 FAX : (011)231-6457
メール : youth@ikuseikyo.jp

「明るい家庭づくり道民運動」推進要綱

1 趣　　旨

いつの時代でも、青少年の健やかな成長は親の願いであり、社会全体の願いでもあります。

青少年を取り巻く環境が大きく変化する中で、青少年を良く理解し、支え、育んでいくことは、家庭・学校・地域社会全体の責務であり、全ての道民が「青少年の育成は大人の責任である」ことを自覚し、社会環境の整備に努めるとともに、青少年が心豊かにたくましく成長するよう努力することが必要です。

なかでも家庭は、家族の安らぎの場であると同時に、明日への意欲を生む場でもあるので、家族みんなで「話し合い、お互い理解し合う」、「食事をする」、「自然体験や健康づくりに努める」など、親子の心のふれあいの場を増やしていくことが極めて大切です。

しかし、今日の家庭は、ともすれば日常の生活や仕事に追われ、家族での人間的なふれあいが薄れがちです。そこで、「道民家庭の日」を定めその普及啓発を通じて「明るい家庭づくり道民運動」の輪を広げようとするものです。

2 主　　唱

公益財団法人北海道青少年育成協会

3 後　　援

北海道、北海道教育委員会、北海道警察本部、北海道市長会、北海道町村会

4 協力団体等

青少年育成市町村民会議、各地区青少年育成運動推進指導員連絡協議会、北海道女性団体連絡協議会、北海道生涯学習協会、北海道PTA連合会、北海道高等学校PTA連合会、北海道特別支援学校教育関係PTA連絡協議会、北海道高等学校長協会、北海道中学校長会、北海道小学校長会、北海道特別支援学校長会、北海道子ども会育成連合会、北海道少年補導センター連絡協議会、北海道暴力追放センター、北海道防犯協会連合会、北海道少年補導員連絡協議会、北海道地方保護司連盟、北海道社会福祉協議会、北海道民生委員児童委員連盟、北海道町内会連合会、北海道地域活動振興協会、札幌市民生委員児童委員協議会、札幌市PTA協議会、北海道経済連合会、北海道中小企業団体中央会、北海道商工会議所連合会、北海道商工会連合会、北海道建設業協会、北海道農業協同組合中央会、北海道漁業協同組合連合会、北海道森林組合連合会、北海道観光振興機構、北海道新聞社、朝日新聞北海道支社、毎日新聞北海道支社、読売新聞北海道支社、日本経済新聞社、NHK札幌放送局、北海道放送、札幌テレビ放送、北海道テレビ放送、北海道文化放送、テレビ北海道、その他本運動に賛同する機関・団体

5 「道民家庭の日」の制定

子ども達の健やかな成長を願い、家族そろって食事をするなど家族の団らんを通じて北海道の子ども達が健やかに成長することを応援する日として、平成12年に毎月第3日曜日を「道民家庭の日」と定めました。

6 「道民家庭の日」を普及啓発する取組

北海道青少年育成協会では、「道民家庭の日」の普及啓発のため、次の取組を進めます。

取組には、平成26年度に「道民家庭の日」のイメージキャラクターとして決定した「ほーほーくん」を積極的に活用します。

(1) 「家族ふれあい優待制度」の普及

「道民家庭の日」を利用する家族連れに、特別価格等でのサービスを提供していただく優待制度の普及を図るとともに、協賛店・施設を拡大します。

(2) 「道民家庭の日」 絵画コンクールの実施

家庭や親子のふれあいなどをテーマとした絵画を募集し、入賞作品展の開催などを行います。

(3) 「道民家庭の日」 街頭啓発の実施

街頭啓発などで「道民家庭の日」について道民の理解と関心を深めます。

(4) 各種イベントへの参加による啓発活動の実施

協力団体等が行うイベントなどに参加し、「道民家庭の日」の普及に努めます。

(5) 広報啓発資料の作成・配布

リーフレットやポスター、シール、メモ帳などの啓発用資料を作成し、市民や協力団体等へ提供します。

(6) ホームページなどによる情報発信

ホームページやLINEなどで、「家族ふれあい優待制度」の協賛店・施設や啓発活動の情報発信に努めます。

(7) その他「道民家庭の日」の普及を促進するための取組

7 「明るい家庭づくり道民運動」の推進

(1) 運動の推進に当たっては、各関係機関・団体等が相互に連携を図り、各種行事や広報活動等を通じて趣旨の浸透に努めます。

1) 道及び市町村（教育委員会を含む。）並びに協力団体へは、啓発資料の活用や各種の広報手段等を通じて、「道民家庭の日」に関する住民理解が促進されるよう働きかけます。

2) 飲食店、レジャー施設などには、「道民家庭の日」を利用する家族連れに、特別価格等でのサービスを提供していただく協賛店・施設への参加を要請します。

(2) 運動の強調月間

7月の「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」及び、11月の「子供・若者育成支援強調月間」を運動の強調月間とし、関係機関・団体と連携して、普及啓発の取組を進めます。

(3) 運動を推進する上での留意点

運動の推進に当たっては、地域の実情、組織の実態等を十分考慮し、主体的に創造性豊かな取組が進むよう工夫します。

8 その他

本要綱に定めのない事項は、会長が別に定めます。

9 施行期日

- ・この要綱は、平成12年7月10日から施行する。
- ・この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- ・この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- ・この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- ・この要綱は、平成22年6月1日から施行する。
- ・この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- ・この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- ・この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- ・この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

「家族ふれあい優待制度」について

1 趣 旨

近年、青少年を取り巻く環境はいじめや不登校、児童虐待など極めて憂慮すべき状況にありますが、その背景のひとつには、家庭を取り巻く地域社会の人間関係が希薄化し、家庭内でも心のふれあう場が少なくなっていることが指摘されています。

家庭は、家族の温かい人間関係を通して、子ども達が基本的な規範意識や生活習慣を学ぶ場であり、人間形成の出発点ともなるもので、社会全体が青少年育成の上で、家庭が果たす役割の重要性について再認識することが必要です。

このため当協会では、平成12年7月、北海道、北海道教育委員会、北海道警察本部と一緒に「明るい家庭づくり道民運動」を推進することとし、その一環として「毎月第3日曜日」を「道民家庭の日」と定め、普及をはかっています。

平成14年度には、運動の一層の促進をはかるため、家族ふれあいキャンペーン特別事業を実施し、この一環として、平成14年6月16日からホテル・旅館、飲食業界及び文化・レジャー施設など民間企業等の格別のご支援とご協力により「家族ふれあい優待制度」をスタートしました。「道民家庭の日」を契機に家族そろっての食事、文化活動、旅行、スポーツ等を通じて家族のふれあいを深め、「明るい家庭づくり道民運動」を推進しています。

2 開始時期

平成14年6月から。

3 仕組み

(1) 育成協会が行うこと

ア 協会は、ホテル・旅館、飲食店、博物館・水族館・美術館、テーマパーク・レジャー施設、道の駅、ボウリング場などに対して、毎月第3日曜日に来店、又は来場した18歳未満の子ども連れの家族に、当該施設等が割引料金や付加サービス（記念品等の配布など）を提供していただくことについて依頼します。

※ 優待日は、毎週第3土曜日、毎週日曜日、営業日の施設もあります。

イ 協賛の了承が得られた場合、協賛店・施設名及び割引・サービスの内容などをホームページに掲載するとともに、リーフレットを作成し、市町村をはじめ、青少年施設、地域子育て支援センターなど関係機関・団体に配布します。

ウ ホームページに特設欄を設け、最新情報を提供するとともに、優待券をダウンロードできるようにします。

エ 協会発行の機関誌「育む」に関係記事を掲載します。

オ 生活情報誌などの協力により関連記事を掲載し、周知するとともに、ウェブサイトのインターネット広告に関係記事を掲載し、広報啓発に努めます。

- 力 関係団体等が開催する各種大会・研修会でリーフレット等を配布します。
- キ 北海道をはじめ関係機関・団体の広報誌などを通じ、制度の周知を依頼します。
- ク 各種団体等と提携し広報活動を推進します。

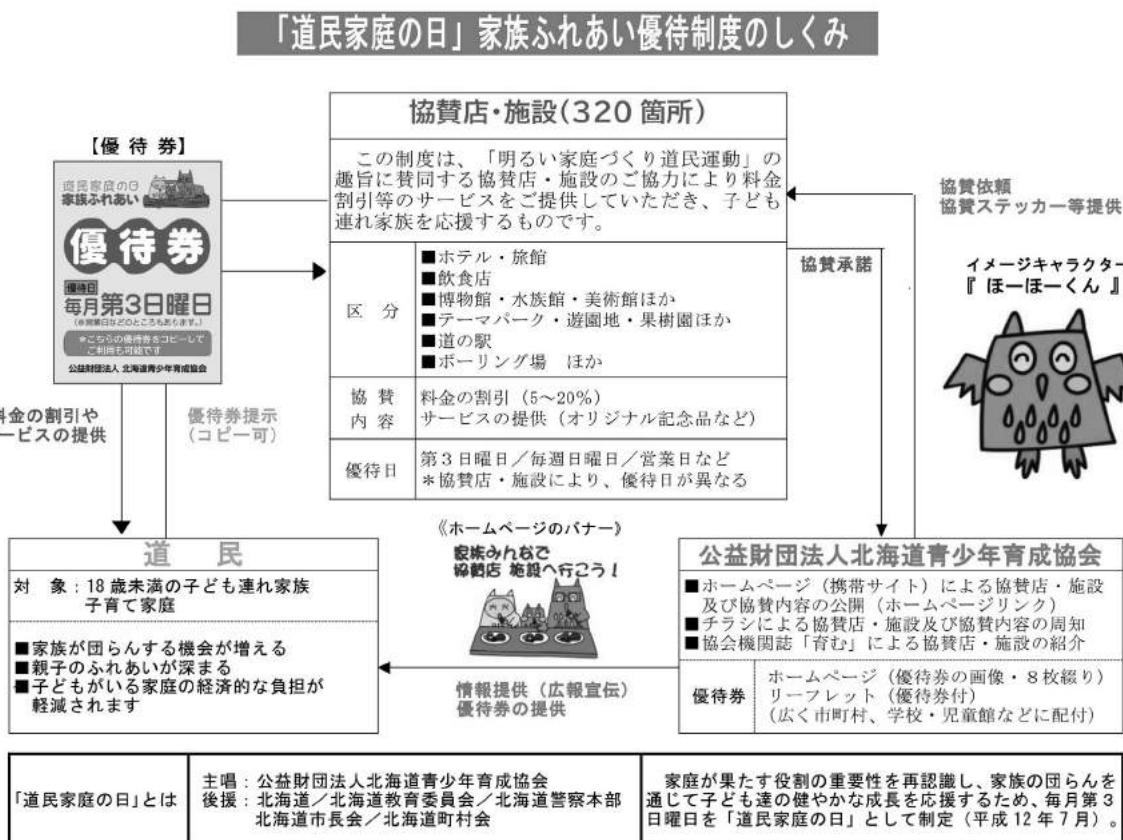
(2) 協賛店・施設等にお願いすること

- ア 18歳未満の子どもづれ家族が各協賛店・施設に来場し、「家族ふれあい優待券」(コピーも可)の提出、又は「家族ふれあい優待制度」利用の申し出があった際は、料金等の割引、又は付加サービスを提供いただくこと
- イ 「道民家庭の日」のポスターやステッカー、ミニのぼりを店頭などに掲示いただくこと
- ウ 協賛店・施設等には、希望により「道民家庭の日」のイメージキャラクターの画像や版下を提供しますので、ホームページや印刷物などへ掲載いただくこと

4 「道民家庭の日」特設ホームページ開設

「道民家庭の日」の理解と関心を深めるため、協会のホームページに「道民家庭の日」ページを開設していますので、ご覧ください。

ホームページ <http://www.ikuseikyo.jp>



公益財団法人北海道青少年育成協会では、啓発用資料を提供しています。

北海道の子ども達が健やかに成長することを応援するため、行事やイベントなど用途に合わせた啓発資料を作成・提供しています。

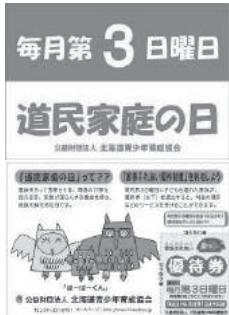
リーフレット
(A5版 2つ折り)



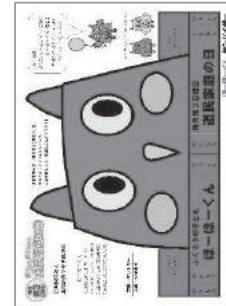
メモ帳
(A6版 30ページ)



ポケットティッシュ
(再生紙/8枚入り)



サンバイザー
(A4版)



シール
(A6版)



ぬりえ帳
(A5版 8ページ)



ポスター
(A2版)



クリアファイル
(A4版)



自由帳
(B5版 32ページ)



ペーパークラフト
(A4版)



風船
(カラー全8色/棒付)



しおり
(13mm×4.5mm)



送付を希望する場合は、**発送依頼書**に必要事項を明記し、メールによりお申し込み下さい。
※送料は、当協会で負担します

発行・お問い合わせ

公益財団法人 北海道青少年育成協会

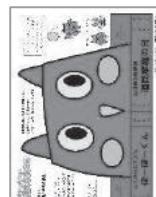
TEL:011-231-6451 FAX:011-231-6457 MAIL:youth@ikuseikyo.jp



発送依頼書

年 月 日

■ 希望部数 (希望する資料の下に、部数を記入してください。)



リーフレット

_____ 部

メモ帳

_____ 冊

ポケットティッシュ

_____ 個

サンバイザー

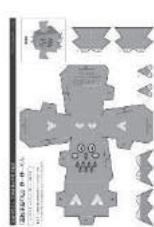
_____ 個

シール

_____ 枚

ぬりえ帳

_____ 冊



ポスター

_____ 部

クリアファイル

_____ 部

自由帳

_____ 冊

ペーパークラフト

_____ 部

風船

_____ 個

しおり

_____ 枚

■ 発送先

郵便番号 〒 _____

住 所 :

所 属 :

T E L :

担当者名 :

F A X :

■ 使用用途

資料の使用方法を教えてください。

■ 到着日の期限

月 _____ 日 (到着日の**10**日前には、お申し込み願います)

発送依頼書を受領した日から到着期限までにお時間がない場合は、ご要望にそえない場合があります。
お急ぎの場合には、お電話にてご連絡ください。

発行・お問い合わせ

公益財団法人 北海道青少年育成協会

TEL 011-231-6451 FAX 011-231-6457 MAIL youth@ikuseikyo.jp

道内における青少年育成市町村民会議の設置状況

(令和5年度末)

No.	振興局等名	市町村名	名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号 FAX番号	設置年
1	空知 (4)	深川市	深川市青少年健全育成連絡協議会	074-8650	深川市2条17番17号 深川市教育委員会生涯学習スポーツ課内	0164-26-2343 0164-22-8212	平成4年
2		長沼町	長沼町青少年育成町民会議	069-1392	長沼町中央北1丁目1-1 長沼町教育委員会社会教育課内	0123-76-8025 0123-88-0888	昭和58年
3		新十津川町	新十津川町青少年健全育成町民会議	073-1103	樺戸郡新十津川町中央 306番地3 新十津川町教育委員会内	0125-76-4233 0125-76-3223	平成11年
4		北竜町	北竜町いじめ問題対策連絡協議会	078-2512	雨竜郡北竜町字和10番地の1 北竜町教育委員会内	0164-34-2553 0164-34-2635	平成27年
5	石狩 (3)	江別市	江別市青少年のための市民会議	067-0074	江別市高砂町24-6 江別市教育委員会生涯学習課内	011-381-1069 011-382-3434	昭和55年
6		千歳市	千歳市青少年育成市民会議	066-8686	千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市教育委員会青少年課青少年指導係内	0123-24-0862 0123-27-3743	昭和55年
7		恵庭市	恵庭市青少年育成市民の会	061-1498	恵庭市新町10番地 恵庭市教育委員会社会教育課内	0123-33-3131 0123-33-3137	昭和60年
8	後志 (5)	島牧村	島牧村児童生徒健全育成連絡会	048-0632	島牧郡島牧村元町84 島牧小学校内	0136-74-5010 0136-78-2033	平成11年
9		蘭越町	蘭越町青少年健全育成推進委員会	048-1301	磯谷郡蘭越町43番地1 蘭越町民センターらぶちゃんホール内	0136-57-5030 0135-57-5540	昭和53年
10		京極町	京極町健全育成会	044-0101	虻田郡京極町字京極158番地1 京極町教育委員会生涯学習課内	0136-42-2700 0136-42-2002	平成13年
11		俱知安町	俱知安町青少年育成会	044-0013	虻田郡俱知安町南3条東4丁目 俱知安町公民館 俱知安町教育委員会社会教育課内	0136-22-4151 0136-21-2144	昭和58年
12		共和町	共和町青少年育成協会	048-2202	岩内郡共和町南幌似37番地22 共和町教育委員会生涯学習課内	0135-73-2011 0135-73-2826	昭和58年
13	胆振 (3)	室蘭市	室蘭市青少年健全育成推進協議会	051-8511	室蘭市幸町1番2号 室蘭市教育委員会教育部生涯学習課内	0143-22-5094 0143-22-6602	平成17年
14		白老町	白老町青少年育成町民の会	059-0906	白老郡白老町本町1丁目1番1号 白老町教育委員会生涯学習課内	0144-85-2020 0144-85-2024	昭和63年
15		洞爺湖町	洞爺湖町青少年健全育成連絡協議会	049-5692	虻田郡洞爺湖町栄町58番地 洞爺湖町教育委員会社会教育課内	0142-74-3010 0142-76-3216	平成18年
16	日高 (4)	新冠町	新冠町青少年健全育成委員会	059-2402	新冠郡新冠町中央町25番地の6 市民センター内 新冠町教育委員会社会教育課生涯学習G	0146-47-2106 0146-47-4080	平成13年
17		浦河町	浦河町青少年育成対策室協力団体幹事会	057-0013	浦河郡浦河町大通3丁目52 浦河町教育委員会社会教育課内	0146-22-5000 0146-22-0100	昭和59年
18		様似町	様似町青少年育成協議会	058-0014	様似郡様似町大通1丁目 様似町中央公民館 様似町教育委員会社会教育課内	0146-36-2521 0146-36-4210	昭和55年
19		えりも町	えりも町青少年健全育成会	058-0204	幌泉郡えりも町字本町357番地 えりも町福祉センター事務所内	01466-2-2526 01466-2-2524	昭和59年
20	渡島 (4)	松前町	松前町青少年健全育成連絡協議会	049-1594	松前郡松前町字神明30番地 松前町教育委員会内	0139-42-3060 0139-42-2211	昭和61年
21		知内町	知内町青少年育成町民会議	049-1103	上磯郡知内町字重内21番地1 知内町中央公民館内 知内町教育委員会 社会教育係	01392-5-6855 01392-5-5072	昭和63年
22		八雲町	八雲町青少年健全育成推進協議会	049-3112	二海郡八雲町末広町154 八雲町公民館 八雲町教育委員会社会教育課内	0137-63-3131 0137-64-3848	昭和59年
23		長万部町	長万部町青少年健全育成推進協議会	049-3592	山越郡長万部町字長万部453-1 長万部町教育委員会社会教育課内	01377-2-2748 01377-2-4884	平成4年
24	檜山 (4)	江差町	江差町青少年健全育成会議	043-8560	檜山郡江差町字中歌町193-1 江差町教育委員会社会教育課内	0139-52-1047 0139-52-0234	平成12年
25		乙部町	乙部町青少年健全育成懇談会	043-0104	爾志郡乙部町字館浦4番地の1 乙部町教育委員会社会教育係内	0139-62-2253 0139-62-2407	昭和63年
26		今金町	今金町青少年健全育成連絡会議	049-4308	瀬棚郡今金町字今金48-1 今金町教育委員会内	0137-82-3488 0137-82-3445	平成17年
27		せたな町	せたな町北檜山区子どもの安全を守る連絡協議会	049-4512	久遠郡せたな町北檜山区徳島63-1 せたな町教育委員会内	0137-84-5111 0137-84-6694	平成18年
28	上川 (10)	旭川市	旭川市青少年育成部連絡協議会	070-8525	旭川市7条通10丁目 旭川市第2庁舎 旭川市子育て支援部子育て支援課青少年係	0166-25-9847 0166-22-3275	昭和49年
29		当麻町	当麻町青少年健全育成町民ネットワーク推進委員会	078-1393	上川郡当麻町3条東2丁目11-1 当麻町教育委員会教育課内	0166-84-2111 0166-84-5215	平成23年
30		比布町	比布町青少年健全育成関係団体連絡協議会	078-0348	上川郡比布町北町1丁目2番2号 比布町教育委員会生涯学習課内	0166-85-2262 0166-85-2263	昭和39年
31		愛別町	愛別町青少年育成協議会	078-1493	上川郡愛別町本町345番地1 愛別町教育委員会内	01658-6-5115 01658-6-4187	平成2年
32		美瑛町	美瑛町青少年健全育成協議会	071-0209	上川郡美瑛町寿町2丁目3番13号 美瑛町経済文化振興課文化スポーツ推進室	0166-92-4141 0166-92-4714	昭和52年
33		上富良野町	上富良野の青少年健全育成をする会	071-0563	空知郡上富良野町緑町1丁目9番4号 上富良野町教育委員会教育振興課内	0167-45-5511 0167-45-3100	平成7年
34		和寒町	和寒町青少年育成町民会議	098-0133	上川郡和寒町字北町61番地 和寒町教育委員会内	0165-32-2477 0165-32-3004	昭和57年

No.	振興局等名	市町村名	名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号 FAX番号	設置年
35	上川	下川町	下川町青少年健全育成推進協議会	098-1206	上川郡下川町幸町95番地 下川町教育委員会教育課内	01655-4-2511 01655-4-3939	昭和57年
36		美深町	美深町青少年育成協議会	098-2251	中川郡美深町字西町22番地 美深町教育委員会内	01656-2-1744 01656-2-3672	昭和35年
37		幌加内町	幌加内町青少年育成町民会議	074-0412	雨竜郡幌加内町字親和 幌加内町生涯学習センター 幌加内町教育委員会社会教育課内	0165-35-2177 0165-36-2100	昭和63年
38	留萌 (2)	遠別町	遠別町青少年育成委員連絡協議会	098-3543	天塩郡遠別町字本町3丁目 遠別町教育委員会	01632-7-2353 01632-7-3956	昭和42年
39		天塩町	天塩町児童生徒健全育成指導連絡協議会	098-3313	天塩郡天塩町字オヌブナイ3470-1 天塩町立啓徳小学校内	01632-4-3350 01632-4-3386	昭和49年
40	宗谷 (6)	稚内市	稚内市子ども安全育成センター	097-0012	稚内市富岡1丁目1-2 稚内市生涯学習総合支援センター内	0162-73-1601 0162-73-1556	昭和59年
41		枝幸町	枝幸町青少年育成ネットワーク	098-5807	枝幸町本町916 枝幸町教育委員会事務局 社会教育グループ内	0163-62-1364 0163-62-4588	平成12年
42		豊富町	豊富町地域学校協働(本部)協議会	098-4114	天塩郡豊富町西4条8丁目 豊富町教育委員会内	0162-82-1355 0162-82-1394	平成29年
43		利尻町	利尻町児童生徒健全育成連絡協議会	097-0401	利尻郡利尻町沓形字富士見町2番地2 利尻町教育委員会内	0163-84-2445 0163-84-2956	平成19年
44		利尻富士町	利尻富士町青少年健全育成町民会議	097-0101	利尻郡利尻富士町篠泊字富士野6 利尻富士町教育委員会内	0163-83-1321 0163-83-1320	昭和51年
45		幌延町	幌延町青少年健全育成連絡協議会	098-3223	天塩郡幌延町字幌延102 幌延中学校内	01632-5-2134 01632-5-2135	昭和56年
46	オホーツク (6)	北見市	北見市青少年健全育成推進会	090-8501	北見市大通西3丁目1番地1 北見市役所2階 北見市子ども未来部青少年課内	0157-33-1846 0157-25-1395	昭和51年
47		網走市	網走市豊かな心を育てる活動推進会議	093-0072	網走市北2条西3丁目3番地 才ホーツク・文化交流センター 網走市教育委員会社会教育課内	0152-43-3705 0152-45-0733	昭和60年
48		美幌町	美幌町青少年育成協議会	092-0052	網走郡美幌町字東2条北4丁目9番地 美幌町民会館内	0152-73-4148 0152-73-4188	昭和58年
49		斜里町	斜里町青少年健全育成町民総ぐるみ運動推進協議会	099-4114	斜里郡斜里町本町4番地 斜里町公民館ゆめホール知床内	0152-22-2222 0152-22-2220	昭和57年
50		湧別町	湧別町青少年健全育成町民会議	099-6404	湧別町栄町219-1 湧別町教育委員会社会教育課内	01586-5-3132 01586-5-3710	平成8年
51		大空町	大空町青少年健全育成町民会議	099-2323	網走郡大空町女満別西3条3丁目4-1 女満別研修会館内 大空町教育委員会生涯学習課	0152-74-2111	平成19年
52	十勝 (8)	帯広市	帯広市青少年育成者連絡協議会	080-8670	帯広市西5条南7丁目1 帯広市子ども未来部青少年課内	0155-65-4162 0155-23-0155	昭和36年
53		音更町	音更町地区青少年健全育成連絡協議会	080-0330	河東郡音更町雄飛び岡1番地 音更中学校内	0155-42-2544 0155-32-4242	平成1年
54		芽室町	芽室町青少年健全育成協議会	082-0013	河西郡芽室町東3条3丁目1番地 芽室町教育委員会社会教育課内	0155-62-9730 0155-62-7037	昭和57年
55		大樹町	大樹町青少年健全育成推進町民の会	089-2132	広尾郡大樹町双葉町6番地1 大樹町生涯学習センター 大樹町教育委員会社会教育課内	01558-6-2133 01558-6-2056	平成10年
56		広尾町	広尾町青少年健全育成推進協議会	089-2692	広尾郡広尾町西4条7丁目1番地 広尾町教育委員会社会教育課内	01558-2-0181 01558-2-6663	昭和56年
57		幕別町	幕別町児童生徒健全育成推進委員会	089-0604	中川郡幕別町錦町98番地 幕別町教育委員会生涯学習課内	0155-54-2006 0155-54-4714	平成11年
58		豊頃町	豊頃町青少年育成連絡協議会	089-5392	中川郡豊頃町茂岩本町166番地 豊頃町教育委員会内	015-579-5801 015-579-5803	平成1年
59		足寄町	足寄町生徒指導連絡協議会	089-3711	足寄郡足寄町南1条5丁目 足寄町教育委員会内	0156-25-3188 0156-25-5909	昭和59年
60	釧路 (4)	釧路町	釧路町青少年育成協会	088-0692	釧路郡釧路町別保1丁目1番地 釧路町教育委員会教育部社会教育課内	0154-62-2301 0154-62-2516	昭和55年
61		浜中町	浜中町青少年健全育成町民会議	088-1553	浜中町霧多布西3条1丁目47番地 浜中町教育委員会生涯学習課内	0153-62-2394 0153-62-2488	昭和59年
62		標茶町	標茶町青少年健全育成推進連絡協議会	088-2313	川上郡標茶町常盤9丁目1番地 標茶中学校内	015-485-2047 015-485-4021	平成11年
63		鶴居村	鶴居村青少年健全育成協議会	085-1144	阿寒郡鶴居村字幌呂原455番地2 下幌呂中学校内	0154-65-2252 0154-65-2263	平成5年
64	根室 (3)	根室市	根室市青少年健全育成市民会議	087-0006	根室市曙町1丁目40番地 根室市総合文化会館 根室市教育委員会社会教育課内	0153-24-3180 0153-23-6172	昭和59年
65		標津町	健全な青少年を育てる標津町民の会	086-1651	標津郡標津町南1条西5丁目5番3号 標津町生涯学習センターあすばる 標津町教育委員会生涯学習課内	0153-82-2900 0153-82-2901	昭和58年
66		羅臼町	羅臼町青少年健全育成町民会議	086-1892	日高郡羅臼町栄町100番地83 羅臼町公民館 羅臼町教育委員会社会教育課内	0153-87-2004 0153-87-2256	昭和59年

北海道の少年非行の概況

北海道警察本部少年課非行対策係

◎ 非行少年等の状況

令和5年中の非行少年は1,375人で、前年に比べ321人(30.5%)増加した。刑法犯少年は1,162人で283人(32.2%)増加、特別法犯少年は210人で35人(20.0%)増加した。

飲酒、喫煙、深夜はいかい等で補導された不良行為少年は12,543人で、前年に比べ2,473人(24.6%)増加した。

刑法犯少年（犯罪少年）の再犯者率は28.0%で、前年に比べ1.4ポイント減少した。

		非 行 少 年								不 良 行 为 少 年	
		刑 法 犯				特 别 法 犯					
			犯 罪 少 年	触 法 少 年		犯 罪 少 年	触 法 少 年				
総数	5年	1,375	1,162	829	333	210	186	24	3	12,543	
	4年	1,054	879	588	291	175	168	7		10,070	
	増減 (%)	321 (30.5)	283 (32.2)	241 (41.0)	42 (14.4)	35 (20.0)	18 (10.7)	17 (24.2)	3	2,473 (24.6)	
うち 女子	5年	262	227	147	80	33	28	5	2	3,125	
	4年	219	189	123	66	30	30			2,638	
	増減 (%)	43 (19.6)	38 (20.1)	24 (19.5)	14 (21.2)	3 (10.0)	-2 (-6.7)	5		487 (18.5)	

○ 刑法犯の検挙・補導人員（罪種別）

罪種別では、窃盗犯が607人(52.2%)で、このうち万引きが374人(61.6%)と最も多い。

	総 数	窃 盗 犯						その他の 刑 法 犯
		凶 悪 犯	粗 暴 犯	窃 盗 犯	うち 万 引 き	知 能 犯	風 俗 犯	
5年	1,162	29	285	607	374	24	39	178
4年	879	17	175	500	359	14	25	148
増減 (%)	283 (32.2)	12 (70.6)	110 (62.9)	107 (21.4)	15 (4.2)	10 (71.4)	14 (56.0)	30 (20.3)

○ 刑法犯の検挙・補導人員（学職別）

学職別では、高校生が398人(34.3%)、中学生が246人(21.2%)、小学生が191人(16.4%)であった。

	総 数	未就学	児童・生徒・学生				有職 少 年	無職 少 年
			小 学 生	中 学 生	高 校 生	そ の 他 学 生		
5年	1,162		886	191	246	398	51	175
4年	879		656	180	184	251	41	151
増減 (%)	283 (32.2)		230 (35.1)	11 (6.1)	62 (33.7)	147 (58.6)	10 (24.4)	29 (40.3)

○薬物乱用少年（学職別）

学職別では、有職少年が36人（52.9%）と最も多い。

△	総数	未就学	児童・生徒・学生				有職少年	無職少年
			小学生	中学生	高校生	その他学生		
5年	68		22		4	11	7	36
4年	48		10		2	7	1	28
増減(%)	20 (41.7)		12 (120.0)		(100.0)	4 (57.1)	6 (600.0)	8 (28.6)

※薬物乱用少年…大麻、覚醒剤、麻薬等を所持するなどして「大麻取締法」、「覚醒剤取締法」、「麻薬等取締法」、「毒物及び劇物取締法」で検挙又は補導された少年

◎少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の状況

○ 福祉犯の検挙人員（法令別）

福祉犯の検挙人員は224人で、前年に比べ3人(1.3%)減少した。

△	総数	児童 福祉法	児童買春・ 児童ポルノ 禁止法	育成 条例	風俗営業 適正化法	売春 防止法	その他
5年	224	4	106	90	3		21
4年	227	2	117	91	10	1	6
増減(%)	-3 (-1.3)	2 (100.0)	-11 (-9.4)	-1 (-1.1)	-7 (-70.0)	-1 (-100.0)	15 (250.0)

○ 福祉犯の被害少年（法令別）

法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法が95人（43.2%）と最も多い。

△	総数	児童 福祉法	児童買春・ 児童ポルノ 禁止法	育成 条例	風俗営業 適正化法	売春 防止法	その他
5年	220	4	95	84	6	2	29
4年	185	1	89	81	7	1	6
増減(%)	35 (18.9)	3 (300.0)	6 (6.7)	3 (3.7)	-1 (-14.3)	1 (100.0)	23 (383.3)

○ 福祉犯の被害少年（学職別）

学職別では、高校生110人（50.0%）、中学生72人（32.7%）、無職少年13人（5.9%）であった。

△	総数	未就学	児童・生徒・学生				有職少年	無職少年
			小学生	中学生	高校生	その他学生		
5年	220	2	199	12	72	110	5	6
4年	185		160	9	51	100		13
増減(%)	35 (18.9)	2 (24.4)	39 (33.3)	3 (41.2)	21 (10.0)	10 (-53.8)	-7 (8.3)	1 (-53.8)

北海道青少年基金設置規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人北海道青少年育成協会（以下「協会」という。） 定款第4条第1項第5号に基づき、青少年の主体的社会参加による地域づくりや社会貢献活動等の推進を図るため北海道青少年基金（以下「基金」という。）を設置し、その造成運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(基金の造成)

第2条 基金の造成は、道・市町村からの補助金（負担金）又は、企業・団体・個人からの寄付金等をもって充てる。

(基金の管理)

第3条 この基金は、特定資産とする。

2 この基金は、会長が管理し、別途定める規程に従い、安全かつ相応の運用益が得られる方法により管理運用するものとする。

(運用益の使途)

第4条 この基金の運用益は、次の事業の財源に充てるものとする。

- (1) 各地域及び全道を区域として自主的活動を進めている青少年団体・グループ及び青少年育成団体等の活動を育成助長するための交付事業
 - ア 交流・体験活動事業
 - イ 社会貢献活動事業
 - ウ 文化・スポーツ活動事業
 - エ 国際交流事業
 - オ その他基金の目的に適合した事業
- (2) 青少年及び青少年団体・グループ並びに育成者・指導者等顕彰事業
- (3) 協会が他団体等からの助成を受けて行う青少年健全育成事業
- (4) 基金の目的を達成するための事業を実施する上で必要な経費

(基金管理運営委員会)

第5条 この基金の造成と運用益の適正な活用を図るため、基金管理運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織は、次のとおりとする。

- (1) 委員は、協会理事、学識経験者、関係行政機関及び関係団体の中から会長が委嘱する。
- (2) 委員数は7名以内とする。
- (3) 委員の任期は2箇年とする。
- (4) 委員会に委員長、副委員長を置く。その選出は委員の互選とする。

- 3 委員会は、次の事項を所掌する。
 - (1) 基金の造成に係る募金活動の推進に関すること。
 - (2) 運用益の活用に関すること。
 - (3) その他、管理運営に必要な事項
- 4 委員会は、必要の都度、会長が招集する。

(基金の取り崩し)

- 第6条** この基金は、基金の目的に適合した公益目的事業実施のため必要な場合に限り、理事会の決議を経てその一部を取り崩し、当該費用に充てることができる。
- 2 前項の理事会の決議は、議決に加わることができる理事の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(委員会への委任)

- 第7条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別にこれを定める。

(規程の改廃)

- 第8条** この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和53年4月1日から施行することとし、これに伴い北海道青少年育成振興基金設置要領は廃止する。
- 2 この規程は、昭和60年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 9 この規程は、平成25年6月5日から施行する。
- 10 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 11 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

北海道青少年基金運用益交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、北海道青少年基金運用益（以下「運用益」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2 運用益交付の対象者は、北海道青少年基金設置規程第4条第1号に該当する自主的活動を進めている青少年団体・グループ及び青少年育成団体等であって、次の要件を満たしているものとする。

- (1) 代表者（責任者）が明確であり、構成員が原則として5名以上であること。
- (2) 活動目的が地域の発展に資するものであり、活動経験が2年以上であること。
- (3) 3回を超えて運用益の交付を受けていないこと。ただし、3回目の交付を受けたから、3年を経過した場合は、この限りではない。

(交付対象事業)

第3 交付対象事業は、北海道青少年基金設置規程第4条第1号アからオに該当する事業であって、別表1に掲げる事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業は助成金の交付対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教的又は政治的宣伝意図を有する事業
- (3) 国又は道に対して補助金等の交付申請を行っている事業
- (4) 国又は道が出資した基金等に対して補助金等の交付申請を行っている事業
- (5) 知識の習得や技術の向上のみを目的とした事業
- (6) 舞台芸術や音楽の鑑賞のみを目的とした事業

(交付対象経費)

第4 運用益の交付の対象となる経費は、申請に係る事業を実施するために必要な別表2に掲げる経費であること。ただし、次の各号に該当する経費を除くものとする。

- (1) 団体・グループが負担すべき経費
- (2) 個人が負担すべき経費

(交付金額)

第5 交付額は、前条に規定する交付対象経費の2分の1以内の額とし、その限度額は次のとおりとする。

ただし、会長が特に必要と認めたときは、限度額を超えて交付することができる。

- | | |
|----------------------------|-------|
| (1) 交付対象経費が15万円以上の事業 | 7万5千円 |
| (2) 交付対象経費が10万円以上15万円未満の事業 | 5万円 |

2 会長は、運用益の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するため、必要な条件を附することができる。

(交付申請)

第6 運用益の交付の申請をしようとする者は、運用益交付申請書（別記第1号の1及び2様式）を定められた期日までに北海道青少年育成協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出に際しての添付書類、申請書等の提出部数及び経由機関は、申請に係る事業の実施区域に応じ、次のとおりとする。

実施区域	添付書類	申請書等の提出部数	経由機関
1 市町村の区域	・予算書 (別記第2号様式) ・市町村長の推薦書 (別記第3号様式)	2部	市町村 総合振興局又は振興局
1 総合振興局（振興局）管内で2市町村以上にまたがる区域 (広域団体)	・予算書 (別記第2号様式) ・総合振興局（振興局）長の推薦書 (別記第3号様式)	2部	総合振興局又は振興局
2 総合振興局（振興局） 以上にまたがる区域 (全道広域団体)	・予算書 (別記第2号様式)	1部	北海道青少年育成協会 に直接提出

(交付の決定)

第7 会長は、前項の交付申請があったときは、基金管理運営委員会に諮り、予算の範囲内において交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第8 会長は、第7により運用益の交付を決定したときは、当該市町村又は総合振興局等を経由し、申請者に通知するものとする。

2 交付の通知を受けた申請者は、交付金請求書（別記第4号様式）を会長に直接提出するものとする。

3 会長は、交付金請求書を受理したときは、審査の上、申請者に送金するものとする。

(事業変更による決定の取消し等)

第9 交付事業を行う者（以下「交付事業者」という。）は、交付事業等を変更又は中止した場合は、変更報告書（別記第5号様式）及び予算変更報告書（別記第6号様式）を第6の経由機関を経由し、速やかに会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の報告を受けた場合は、交付要綱等の要件に照らし交付決定の変更又は取消しをすることができるものとする。

(交付金の経理)

- 第 10 交付事業者は、当該収入及び支出の内容を証する領収書等関係書類を整理し、交付金の使途を明らかにしておかなければならぬ。
- 2 前項の関係書類を交付事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(交付対象事業の調査確認)

- 第 11 会長は、必要に応じて交付対象事業の執行状況について、調査確認を行うことができるものとする。

(交付金の返還)

- 第 12 会長は、事情変更等により交付を取消し又は調査等で事業が遂行されていないことなどを確認した場合は、速やかに交付金の返還を命ずるものとする

(報告書の提出)

- 第 13 交付事業者は、当該事業完了後 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い時期までに実績報告書（別記第 7 号様式）及び精算書（別記第 8 号様式）に写真等事業の完了を証する資料を添付し、会長に提出しなければならない。
- 2 提出部数及び経由機関は、第 6 の 2 項のとおりとする。

(その他)

- 第 14 本交付要綱に定めのない事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。
- 5 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 6 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 7 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 2 (3) の規定については、平成 29 年 3 月 31 日までの間は、従前の規定（「連続 3 回を超えて運用益の交付を受けていないこと。ただし、3 回目の交付を受けてから、3 年を経過した場合は、この限りではない。」）を適用する。
- 8 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 9 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

ア	交流・体験活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域・世代間交流事業 ・親子ふれあい事業 ・通学合宿 ・キャンプや登山等の自然体験 ・農林漁業体験 ・職場見学・体験 <p>など</p>
イ	社会貢献活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域清掃・環境美化活動 ・森林維持活動 ・障がい者・高齢者に対する福祉活動 <p>など</p>
ウ	文化・スポーツ活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統芸能の継承事業 ・読書推進活動 ・スポーツ活動 <p>など</p>
エ	国際交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人青少年との交流 ・国際援助活動 <p>など</p>
オ	その他基金の目的に適合した事業	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年が自ら行う地域振興、まちづくり活動 <p>など</p>

別表 2

1 交付対象経費は、次のとおりとする。

支出科目	内 容
報 償 費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師及び指導者への謝金(全体で上限30,000円) ・受賞者に対する記念品(トロフィー、盾など)
旅 費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師及び指導者への旅費(実費弁償の額とし、全体で上限30,000円) ・事業に対するスタッフ打合せ及び当日運営スタッフ交通費 ・参加者交通費
需 用 費	<p><消耗品費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業に必要な物品購入費であって単価が1万円を超えないもの (参加者が持参可能な日用品は含まない) <p><印刷製本費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料、報告書等の印刷費
役 務 費	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便切手(事業連絡用) ・事業実施写真の現像 ・表彰状、賞状の筆耕料
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・会場使用料(会議室・キャンプ場・イベント会場等) ・車両借り上げ代金(ガソリン代を含む) ・事業で使用する機材の借り上げ代金

2 交付対象外経費は、次のとおりとする。

項目	内 容
団体・グループが負担すべき経費	<ul style="list-style-type: none">・関係団体や上部組織等への加盟料・登録料及び負担金・団体・グループ運営のための経費<ul style="list-style-type: none">事務所管理費人件費水道光热水費施設・備品の維持管理費・備品購入のための経費
個人が負担すべき経費	<ul style="list-style-type: none">・施設見学等の入場料・講座等の受講料及び資格取得のための経費・舞台芸術や音楽の鑑賞料・レクリエーション保険などの保険料・食材、参加児童へのおやつ、飲物代等の食糧費

(別記第1号の1様式)

令和 年度 北海道青少年基金運用益交付申請書

団体・グループ名 アリガナ		結成年月日 令和 年 月 日	活動経歴年数 年
設立の経緯・沿革		(目的)	
団体概要 (主な活動内容)		(規約等があれば添付すること。)	
代表者氏名 (申請書等の内容に責任を持つて対応できる者を記載)	役職 連絡担当者 氏名	所属 氏名	
	T E L F A X メールアドレス		
構成員 業種 目的・ねらい	人 (名簿(別記様式第1号の2)を必ず添付すること。)		
内 容			
実施期間(予定)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
募集対象 その他の()	未就学児 小学生 中学生 高校生 大学生等 一般成人 保護者 該当するものに○を記入		
募集人数 約	人 (うち青少年:約 人)		
募集地域			
募集方法			
希望交付額	<input type="checkbox"/> 75,000円 <input type="checkbox"/> 50,000円 *どちらか選択		
上記のとおり北海道青少年基金運用益の交付を申請する。			
公益財團法人 北海道青少年育成協会 会長 様 申請者代表 住所 所 氏 名			

(記入欄が足りない場合は、適宜増やしてください)

(別記第1号の2様式)

構成員名簿

団体・グループ名 : _____ 令和 年 月 日現在

役職名 ふりがな 氏名

(5名記入してください。記入欄が足りない場合は、適宜増やしてください)

- 注1 構成員とは、役員及び事務局員のほか、活動の運営や指導に当たる者、スタッフ等として活動に携わる会員等を示します。
- 2 「団体役職名」欄は、団体・グループ・の役職名を記入してください。
(例:会長・副会長・会計・指導者・スタッフなど)
- 3 名簿に記載された個人情報は、北海道青少年基金交付事業業務以外の目的には、使用しません。

令和 年度 北海道青少年基金運用益交付事業予算書

			令和 年度 北海道青少年基金運用益交付推進費		
			(申請団体に対する意見)		
収 入	区 分	金 額	積算内容		
	交 付 金		うち北海道青少年 基金充当額	*全体の内訳を記載	
	助 成 金				
	寄 付 金				
	参加者負担金			×	=
	そ の 他			×	=
計					
(実践活動に対する意見)					
支 出	区 分	金 額	積算内容		
			うち北海道青少年 基金充当額	*全体の内訳を記載	
	報 償 費			×	=
	旅 費		
	需 用 費		
	消 耗 品 費		
	印 刷 製 本 費		
	役 務 費		
	使 用 料 及 び 賃 料		
	計				

(記入欄が足りない場合は、適宜増やしてください)

※ 「積算内訳」記入欄に、積算の根拠となる内容、単価、個数を必ず記入すること。

公益財團法人北海道青少年育成協会 会長 様

総合振興局及び振興局長名
(印)

			令和 年度 北海道青少年基金運用益交付事業予算書	
			(申請団体に対する意見)	
収 入	区 分	金 額	積算内容	
			うち北海道青少年 基金充当額	*全体の内訳を記載
	交 付 金			
	助 成 金			
	寄 付 金			
	参加者負担金		×	=
	そ の 他		×	=
	計			
支 出	区 分	金 額	積算内容	
			うち北海道青少年 基金充当額	*全体の内訳を記載
	報 償 費			×
	旅 費			...
	需 用 費			...
	消 耗 品 費			...
	印 刷 製 本 費			...
	役 務 費			...
	使 用 料 及 び 賃 料			...
	計			

令和 年度 支付金請求書

— 金 円 也
— 令和 年 月 日

但し、北海道青少年基金に係る事業交付金を上記のとおり請求いたします。

郵便番号 —
住所 —
電話番号 —
団体名
代表者氏名

振込先金融機関名
預金種類 (普通・当座・貯蓄)
口座番号 No.
口座名義
フリガナ

公益財団法人北海道青少年育成協会 会長 様

(注) 振込みができない場合がありますので、振込金融機関名、預金種類、口座番号、
口座名義については「略称」を使用しないで、正確に記載して下さい。

印

団体名	代表者氏名
事業名	
変更理由	変更活動内容
変更前(申請時)	変更後

上記の通り事業内容等を変更したので報告します。
令和 年 月 日

公益財団法人 北海道青少年育成協会 会長 様
申請代表者 住 所
氏名

(予算変更報告書(別記第6号様式)添付)

令和 年度 北海道青少年基金運用益交付事業予算変更報告書

		事業名		実施期間		年月日		令和年月日	
参加者 人	対象者 人	未就学児 その他()		小学生		中学生		高校生	
		約人		(内訳)※内訳人數を記載		大学生等		一般成人	
交 付 金		金額	うち北海道青少年基金充当額	金額	うち北海道青少年基金充当額				
助 成 金									
寄 付 金									
参加者負担金									
そ の 他									
計									
		変更前		変更後		積算内容		積算内容	
区 分	金額	うち北海道青少年基金充当額	金額	うち北海道青少年基金充当額		※全体の内訳を記載		※全体の内訳を記載	
取 取 入									
支 出	報 債 費								
	旅 费								
	需 用 費								
	消耗品費								
	印刷製本費								
	役 務 費								
	使用料及び賃借料								
	計								

(記入欄が足りない場合は、適宜増やしてください。)
※「積算内訳」記入欄に、積算の根拠となる内容、単価、個数を必ず記入すること。

- ※内容は、当協会ホームページに掲載します。
- ※参考になる実践録・写真等（ホームページに掲載可能なカラーのもの）をメールで提出して下さい。（メールアドレス：youth@ikuseikyo.jp）
- ※締め切りは、事業終了後30日以内又は、当該年度の3月31日のいずれか早い時期までです。

令和 年度 北海道青少年基金運用益交付事業精算書

				積算内容
				※全体の内訳を記載
取 入	区分	金額	うち北海道青少年 基金充当額	
	交付金			
	助成金			
	寄付金			
	参加者負担金			×
そ の 他				×
計				=
		積算内容		
		※全体の内訳を記載		
支 出	区分	金額	うち北海道青少年 基金充当額	
	報償費			×
	旅費			×
	需用費			×
	消耗品費			×
		印刷製本費		×
		役務費		×
		使用料及び賃借料		×
計				=

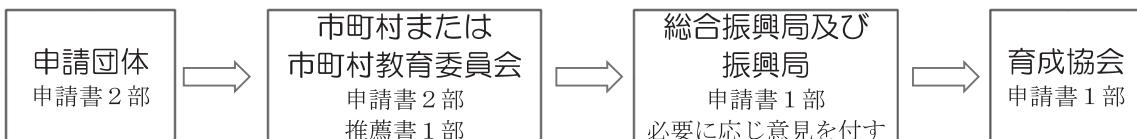
(記入欄が足りない場合は、適宜増やしてください)

※「積算内訳」記入欄に、積算の根柢となる内容、単価、個数を必ず記入すること。

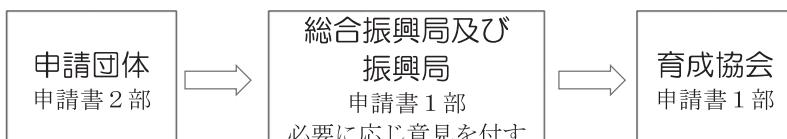
手続きの流れ

1 交付申請

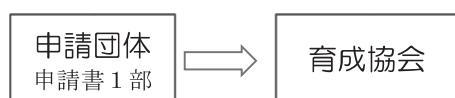
(1) 参加者が1市町村の場合



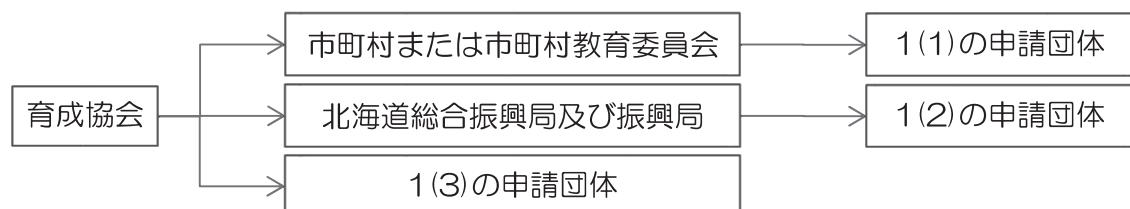
(2) 参加者が1つの総合振興局等管内の2市町村以上にまたがる場合(広域団体)



(3) 参加者が2つの総合振興局等管内にまたがる場合(全道広域団体)



2 交付決定通知



3 交付金請求



4 交付金送金



5 実績報告書

実績報告書及び精算書の提出

上記1の交付申請の提出部数及び経由機関のとおり期日までに提出。

* 提出の期日：事業完了30日以内また当該年度の3月31日まで

写真の提出

ホームページに掲載可能なカラーの写真を実績報告書に合わせ育成協会にメールで提出。
(メールアドレス：youth@ikuseikyo.jp)

6 実績報告のとりまとめ

提出いただいた実績報告をとりまとめ、随時育成協会ホームページにて掲載。

令和5年度 交付団体・顕彰団体

**北海道
青少年基金**

北海道青少年基金は、昭和53年に北海道110年記念事業の一環として創設されました。この基金から生じる運用益は青少年の社会参加活動に活用され、これまで2,217団体に2億1千万円を交付し、147の団体・個人の顕彰しました。令和5年度の交付団体・顕彰者を紹介します。

●交付団体（交付額：75,000円又は50,000円）

番号	区域	市町村	団体名	事業別	事業内容
1	空知	深川市	深川市舞台芸術交流協会	交流・体験	子どもまつり
2		南幌町	南幌町子ども会育成連絡協議会	交流・体験	冬の宿泊研修(1泊2日)
3	石狩	札幌市	上手稻コンドル野球スポーツ少年団	文化・スポーツ	野球による青少年健全育成
4			宮の丘サッカースポーツ少年団	文化・スポーツ	サッカーによる青少年健全育成
5			新発寒地区青少年育成委員会	文化・スポーツ	町内会対抗綱引き大会
6			札幌オールブラックス	文化・スポーツ	学童少年野球
7			北海道ライフスポーツ推進協会	文化・スポーツ	ジュニアクロスカントリースキー大会
8			ガールスカウト北海道第17団	交流・体験	ウォーターアクティビティ体験
9		江別市	大麻剣道スポーツ少年団	文化・スポーツ	剣道による青少年健全育成
10			野幌地区青少年育成協議会	交流・体験	令和5年度「小中学生 作文・意見発表会」
11			えべつあそび場創造プロジェクト	交流・体験	あそび場の提供
12			江北地区青少年育成会	文化・スポーツ	相撲大会
13	石狩管内広域	江別市	江別市スポーツ少年団	文化・スポーツ	ジュニアリーダースクール(1泊2日)
14	後志	小樽市	浅草橋オールディーズナイト実行委員会	文化・スポーツ	高校生バンド講習会と発表会
15	胆振	室蘭市	室蘭市青少年健全育成推進協議会	文化・スポーツ	子どもミニバレー大会
16		苫小牧市	飛翔スワローズ野球同好会	文化・スポーツ	少年野球による青少年健全育成
17			苫小牧アミーゴ澄川	文化・スポーツ	サッカーによる青少年健全育成
18		豊浦町	豊浦ジュニアチアリーディンググラブDaisies	文化・スポーツ	チアリーディング及び異学年交流
19		白老町	白老町青少年育成町民の会	交流・体験	少年の主張発表
20	渡島	森町	砂原神楽会	交流・体験	伝統芸能「松前神楽」を市民に発表
21	上川	旭川市	旭川市連合子ども会	交流・体験	子ども会リーダー研修会(1泊2日)
22	オホーツク管内広域		北海道フロアボール普及プロジェクト	文化・スポーツ	フロアーボール普及プロジェクト
23	十勝	大樹町	大樹町地域子ども会育成連絡協議会	文化・スポーツ	子ども春季ミニバレー大会
24	釧路	釧路市	スキルチャレンジ	文化・スポーツ	青少年育成クロスアイスゲーム
25			釧路リベラルティ	文化・スポーツ	サッカー活動(キッズサッカーフェスティバル)
26			日本大学サッカーチーム・阿寒合宿交流事業実行委員会	文化・スポーツ	サッカー競技・ゴールキーパーの向上
27			東北海道スポーツコミッショナ	文化・スポーツ	パラアスリート講師によるスポーツ体験
28		標茶町	子どもの夢を育てるまつり実行委員会	交流・体験	まつりを通した青少年健全育成
29	釧路管内広域		くしろエコ・フェア2023	交流・体験	パネル展示・SDGs関わったポスターの展示と表彰
30	根室	別海町	別海ライジングスピードスケート少年団後援会	文化・スポーツ	スケートによる青少年健全育成
31			別海町子ども会育成連絡協議会	交流・体験	地域振興・まちづくり活動・自然体験活動・交流事業
32	全道	どさんこ青少年オーケストラ協会	どさんこ青少年オーケストラ協会	文化・スポーツ	ジュニアオーケストラによる合同演奏
33		北海道少年少女合唱連盟	北海道少年少女合唱連盟	文化・スポーツ	単独演奏・合同合唱

■ 交流・体験活動事業～交流事業、体験活動 ■ 文化・スポーツ活動事業～芸術活動、スポーツ活動等

●顕彰団体 一般社団法人 どさんこ青少年オーケストラ協会

協会の代表理事・音楽監督を務める助乗慎一さん(旭川市出身)によって2013年4月に創設され、今年で10年目を迎えます。

「咲かせよう、北の大地にジュニアオーケストラの花を！」を合い言葉に、道内5箇所(江別市・岩見沢市・旭川市・名寄市・音更町)にジュニアオーケストラを設立し、運営・指導を行っています。

演奏会では、経験年数に限らず、初心者から上級者まで全員がステージに上がり、子どもたち自身が文化芸術活動を盛り上げ、経験を通して成長することを大切にしています。

また、道内各地のジュニアオーケストラ等と交流・親睦を図る「北海道少年少女フェスティバル」を年に1回開催し、地域の枠を超えた文化芸術の振興を深めています。

さらに、アジア諸国を中心とした海外へ継続的に青少年を派遣し、交流演奏会や楽器指導ボランティア等の国際貢献活動を行い、青少年に地域・歴史・文化を超えた貴重な経験の場を積極的に提供しています。

「地方から文化の発信」を大切に、各地での活動を継続し、文化を根付かせ、ジュニアオーケストラがさらに発展すること、各都市でまちづくり、国際貢献、文化振興活動の一助となることを目標に取り組んでいます。



バイオリンの練習



台湾との交流演奏会

北海道青年活動元気づくりプロジェクト事業実施要綱

1 目的

青年が地域活動の実践を通じ、自らの能力の開発・向上と仲間づくりを進めることを支援し、地域の中核的人材や担い手として成長することにより、地域を活性化し、地域の元気を生み出すことを目的とする。

2 定義

この要綱において、「元気づくりプロジェクト」とは、地域の青年で構成し、1の目的に沿った活動を行う青年団体・グループであって、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 青年団体・グループの構成員又は事業参加者が複数市町村にまたがるものであること。
- (2) 交付金の交付対象となる活動を実施するための体制を有すると認められる青年団体・グループであること。

3 実施事業

事業の目的を達成するため、次の事業を実施する。

(1) 地域活動基盤づくり事業

広い視野と行動力を持った青年を育成するため、青年の主体的社会参加を促すセミナー等を開催し、青年活動の機会を提供するとともに、青年の交流を進め、道内全体の青年の地域活動を促進する基盤づくりを行う。

なお、元気づくりプロジェクトが同様の事業を行う場合は、当該プロジェクトへの助成を以て充当することができる。

(2) 地域活動支援事業

元気づくりプロジェクトが行う地域を活性化し、地域の元気を生み出すための活動に対し、助成するとともに、必要に応じて元気づくりプロジェクトへの助言、情報提供、活動の周知、他機関・団体等への協力要請などの支援を行う。

なお、助成のための交付金の取扱については、別に定める。

4 広報及び関係機関・団体への協力要請

本事業を円滑かつ効果的に実施するため、ホームページ等を活用した広報に努めるほか、道や道教育委員会、青年団体、市町村、市町村教育委員会等と連携を図り、必要な協力を得るものとする。

附 則

この要綱は、平成24年 5月 1日から施行する。

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

北海道青年活動元気づくりプロジェクト交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人北海道青少年育成協会（以下「育成協」という。）が北海道青年活動元気づくりプロジェクト事業実施要綱に基づき交付する北海道青年活動元気づくりプロジェクト交付金の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 青年が地域活動の実践を通じ、自らの能力の開発・向上と仲間づくりを進めることを支援し、地域の中核的人材や担い手として成長することにより、地域を活性化し、地域の元気を生み出すことを目的とする。

(交付対象活動)

第3条 公益財団法人北海道青少年育成協会会長（以下「会長」という。）は、別記に掲げる活動を実施するために必要な経費について、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付対象外の活動)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する活動は、交付金の交付の対象としない。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 他の団体への助成活動
- (3) 宗教的又は政治的宣伝意図を有する活動
- (4) 民法（明治29年法律第89号）第90条に規定する公序良俗に反する活動

(交付対象団体)

第5条 交付対象団体は、地域の青年で構成し、第2条の目的に沿った活動を行う青年団体・グループであって、次の各号に該当するものとする。（以下「元気づくりプロジェクト」という。）

- (1) 構成員の年齢が20代及び30代である（一部支援者を除く。）とともに、青年が団体・グループの代表者として事業の企画・実施に主体的な役割を有していること。
- (2) 青年団体・グループの構成員又は事業参加者が複数市町村にまたがるものであること。
- (3) 交付金の交付対象となる活動を実施するための体制を有すると認められる青年団体・グループであること。

(交付対象経費)

第6条 交付金の対象となる経費は、活動を実施するために必要な経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費（茶菓、弁当などの食糧費を除く。）
- (4) 役務費
- (5) 使用料及び借上料

(交付金の上限額)

第7条 交付する交付金の額は、次に掲げる額を上限とする。

区分	基 準	上限額
A	・事業目的が明確で必要性及び効果も高く、組織力やスタッフの参加が十分確保されるなど主体的に事業を実施することが可能と認められる活動 ・上記基準を満たし、青年による地域活動を促進する基盤づくりに資する活動	25 万円
B	事業目的が明確で必要性及び効果もあり、事業の実施が可能と認められる活動	15 万円

(交付対象事業の募集)

第8条 交付対象事業は、育成協のホームページで公募するとともに、公募に当たっては、市町村、市町村教育委員会の協力を得るものとする。

(事業計画)

第9条 交付金の交付を申請しようとする元気づくりプロジェクトは、あらかじめ事業計画書を別記様式1により作成し、会長にメールにより提出するものとする。

2 前項の計画書の提出時期は、会長が別に定める。

(審査)

第10条 会長は、元気づくりプロジェクトから提出のあった事業計画書について、審査を行う。

(審査委員会)

第11条 会長は、前条の審査を適切に行うため、別に定める審査委員会を設置する。

(審査結果の通知)

第12条 会長は、前条の審査委員会の結果を踏まえ、区分A及びBとなった元気づくりプロジェクトに審査結果を通知する。

(交付金の交付申請)

第13条 前条の通知を受けた元気づくりプロジェクトが交付金の交付を申請をしようとするときは、会長に対し別記様式2の交付金交付申請書をその定める期日までにメールにより提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第14条 会長は、前条の規定による交付金交付申請書を受理したときは、その内容を審査した上で、交付金の交付を決定し、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を元気づくりプロジェクトに通知する。

2 会長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付金の交付の申請に係る事項につき、修正を加え交付金の交付を決定することができる。

(交付の条件)

- 第 15 条 会長は、前条による交付の決定をする場合は、次の条件を付するものとする。
- (1) 交付対象経費の増減額が、変更前の交付対象経費の 10 分の 1 を超えるときは、あらかじめ、交付金変更承認申請書を会長に提出し、審査した後、会長の承認を受けること。（会長が定める軽微な変更は除く。）
 - (2) 事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ交付金に係る事業中止承認申請書を会長に提出し、その承認を受けること。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに会長に報告しその指示を受けること

(事情変更による決定の取消し等)

第 16 条 交付金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 第 14 条の規定は、前項の規定による取消し又は変更をした場合について準用する。

(交付金の交付)

第 17 条 交付金は、第 21 条の規定による交付金の額の確定後において交付するものとする。ただし、会長は、事業の遂行上必要があると認めたときは、概算払いをすることができる。

(事業の遂行)

第 18 条 元気づくりプロジェクトは、善良な管理者の注意をもって交付事業を行わなければならず、いやしくも交付金を他の用途に使用してはならない。

(状況報告等)

第 19 条 会長は、事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、元気づくりプロジェクトに対して事業の遂行の状況に関し報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第 20 条 元気づくりプロジェクトは、事業が完了した日（第 15 条第 1 号の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日）から起算して 60 日を経過した日又は当該年度の 3 月 20 日のいずれか早い日までに、事業実績報告書を会長にメールにより提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第 21 条 会長は、前条の報告書の提出を受けたときは、報告書及び精算書の審査及び必要に応じて元気づくりプロジェクトに対してヒアリング等を行い、事業の成果が交付金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、元気づくりプロジェクトに通知する。

(決定の取消)

第 22 条 会長は、元気づくりプロジェクトが交付金を他の用途に使用し、その他交付事業

に関して交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件等に違反したときは、交付金の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第14条の規定による交付金の決定後においても準用する。

(交付金の返還)

第23条 会長は、交付金の交付の決定を取り消した場合において、交付事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 会長は、元気づくりプロジェクトに交付すべき交付金の額を確定した場合において、すでにその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び違約延滞金)

第24条 元気づくりプロジェクトは、第22条第1項の規定による処分に関し、交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係わる交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を育成協に納付しなければならない。

2 元気づくりプロジェクトは、交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を育成協に納付しなければならない。

3 交付金が2回以上に分けて交付されている場合における第1項の規定の適用については、返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

(帳簿及び証拠書類の備付け)

第25条 元気づくりプロジェクトは、当該交付事業に関する帳簿及び証拠書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第26条 その他この事業の実施に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月18日から施行する。

この要綱は、平成22年4月20日から施行する。

この要綱は、平成24年5月 1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月12日から施行する。

この要綱は、平成26年4月 1日から施行する。

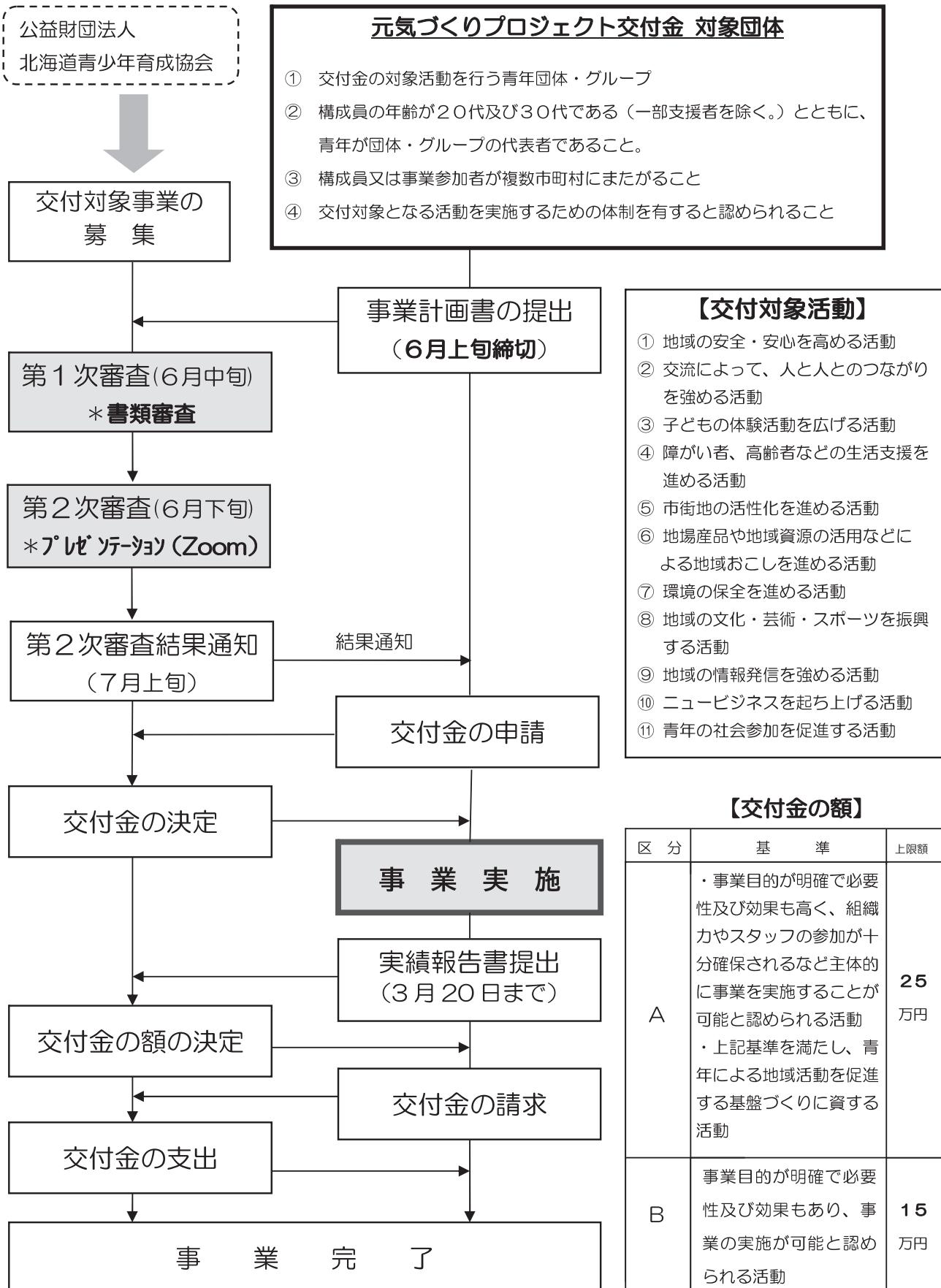
この要綱は、令和 4年4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 5年4月 1日から施行する。

元気づくりプロジェクト交付金交付対象事業

交付対象活動
① 地域の安全・安心を高める活動
② 交流によって、人と人とのつながりを強める活動
③ 子どもの体験活動を広げる活動
④ 障がい者、高齢者などの生活支援を進める活動
⑤ 市街地の活性化を進める活動
⑥ 地場産品や地域資源の活用などによる地域おこしを進める活動
⑦ 環境の保全を進める活動
⑧ 地域の文化・芸術・スポーツを振興する活動
⑨ 地域の情報発信を強める活動
⑩ ニュービジネスを起ち上げる活動
⑪ 青年の社会参加を促進する活動

事業実施の流れ・年間スケジュール



青少年の社会参加

北海道青年活動元気づくりプロジェクト事業

青年が魅力ある地域づくりに主体的に参画し、自らの能力開発・向上と仲間づくりを進め、地域活動の担い手として成長し、地域の活性化・元気を生み出すことを目的に助成金を交付し、活動を支援しています。全道の青年団体・グループから事業（企画）を公募し、有識者による審査を行い、令和5年度は次の4事業を選定しました。

特定非営利活動法人 E-LINK



子どもも大人も地域も「なまら、ツナガル」をミッションに掲げ、都会の中の小さな田舎“トカイナカ”な地域づくりを目指し、平成29年に設立しました。学童保育やフリースクール・プレーパーク・地域食堂など札幌創成東地域を中心に活動を展開しています。

事業名 なまらツナガル！トカイナカプロジェクト
実施期間 2023年9月～2024年3月

創成東地域でお寺や商店などの協力をいただき「秋まつり」や「雪あかり」などを開催しました。

子どもや子育て世代と地域住民・事業者の方々が交流することで、“トカイナカ”なコミュニケーションを生み、地域の活性化にもつながりました。



Climate Change Action



若者達に気候変動をもっと身近に感じてもらうため、1人1人ができる“Climate Change Action”（気候変動対策）を共に見つけていく事を目的に、2023年に設立し活動を始めています。

事業名 気候変動をもっと身近に感じよう
実施日 2023年8月19日／余市エコビレッジ

「気候変動」に関心を持つ高校生や大学生を対象に、実際に森林へ足を運び「気候変動」に関するフィールドワークを行いました。

森の炭素濃度や樹高・樹齢の測定、野菜の収穫体験、講師による気候変動の講話などを通じ、森が果たす役割を学び、自ら実際に体験する大切さを伝える事が出来ました。



特定非営利活動法人 ezorock



平成13年に野外音楽フェスのごみ問題の解決から活動が始まり、その後、都市交通、子どもの体験活動、エネルギー、防災、関係人口などの活動を展開し、道内のNPO、市町村、企業等と連携し、若者が自ら考え行動しながら地域の課題に取り組む場の提供をしています。

事業名 Hokkaido Youth Sessions GREEN DAY
実施日 2024年3月9～10日（2日間）

社会問題を知るきっかけ作りと青年層のつながりの強化を目的に、会場とオンラインで開催しました。多種多様なテーマでの12分科会に道内外からのべ約100名の若者が参加し、身近な社会問題を自分事として受けとめられるきっかけを提供しました。



新冠町青年団体連絡会議



新冠町青年団体連絡会議

町内にある5つの青年団の相互連携を図るために組織として昭和57年に設立し、住みやすいまちづくりに寄与する地域活動の推進を目的に、様々なイベントの企画や運営を行っています。

事業名 にいかっぷふるさと盆踊り2023
実施日 2023年8月12日／新冠町役場駐車場

子どもからお年寄りまで楽しく参加できる夏の風物詩「ふるさと盆踊り2023」を開催しました。

当日は、当町のレコード館で所蔵している初版レコードを活用した盆踊りのほか、縁日や動物ふれあいコーナー、お菓子まきなど町民が楽しく元気になる催しが多数あり、今後の町の活性化につながりました。





令和6年度 青少年育成活動の手引き

当冊子は、今年度の当協会の活動方針・事業計画をはじめ、北海道青少年育成運動推進指導員の活動の手引き、少年非行の概況（北海道警察より提供）及び、青少年の地域活動を支援する交付金助成事業などを掲載し、本道の青少年育成に携わる方々の参考となるよう作成したものです。

発行／公益財団法人 北海道青少年育成協会

〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1番地23
第二道通ビル6階

TEL(011)231-6451 FAX(011)231-6457

URL :<http://www.ikuseikyo.jp/>

E-mail:youth@ikuseikyo.jp

賛助会員募集中

～青少年の健全育成にご協力を～

道内各層の皆様のご支援とご協力のもとに青少年育成運動を幅広く、力強く推進していくため、当協会の賛助会員への入会をお願いしています。

現在の賛助会員数は、普通賛助会員が50団体・52個人、特別賛助会員が145団体で計247団体・個人の皆様にご入会いただいています。

今後ともたくさんの皆様のご理解とご協力をいただきながら、次代を担う子ども達の健全育成を推進していく所存ですので、ご協力を宜しくお願い申しあげます。

法人、団体、個人の皆様の入会をお待ちしています。

1. 会員の種類

- (1) 普通賛助会員 個人及び青少年関係団体
- (2) 特別賛助会員 法人及び地方公共団体

2. 会 費

(1) 普通賛助会員	個 人 年額	1口 1,000円
	青少年関係団体 年額	1口 5,000円
(2) 特別賛助会員	年額	1口 10,000円

3. 申込先

公益財団法人北海道青少年育成協会 TEL.011-231-6451
FAX.011-231-6457

※入会された皆様には、当協会の機関誌「育む」(年2回発行)をお送りします。

北の大地に輝け 君の青春

北海道青少年基金にご協力を

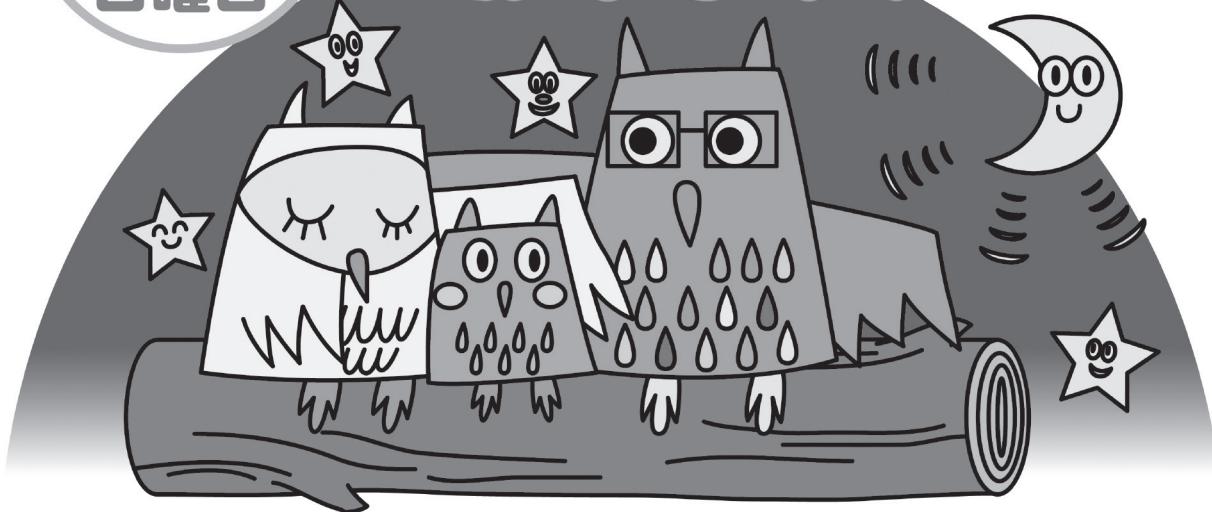
- * 北海道青少年基金は、1978年(昭和53年)、北海道110年記念事業として、21世紀の北海道の担い手となる若者たちが積極的に社会に参加し、連帯の輪を広げていくことを願って創設されたものです。
- * この青少年基金は、青少年の社会貢献、文化活動、グループ活動を支援・助長するために活用されます。
- * 北海道の未来を担う若い力を応援するため、皆様のご協力をお願いします。



ほーほーくん

毎月
第3
日曜日

ほーんわか、ほーとする日。
道民家庭の日



「道民家庭の日」イメージキャラクター『ほーほーくん』

～家族の心のふれあいを大切に～

「道民家庭の日」ってどんな日??

家族そろって食事をするなど、家族の団らんを通じて、北海道の子ども達が健やかに成長することを応援するため、平成12年に制定した日です。

**「道民家庭の日」には
どんなことをすればいいの??**

- 家族そろって食事をし団らんの機会を作ろう
- 家族でスポーツやレクリエーションを楽しもう
- 家族そろって読書をし本について話そう
- 地域の行事などに参加し地域の人と交流しよう
- 家から離れている家族に手紙や電話をしよう